

# 東京都公文書館

## 調査研究年報 <WEB 版>

### 第 2 号

#### 目 次

戦後復興期の東京における 視聴覚メディアの活用と「東京都文化スライド」	太田 亮吾 . . . . . 1
【研究ノート】 レコード原盤の音声復元 東京市作成 紀元 2 6 0 0 年記念レコード	長谷川 怜 . . . . . 17
【資料紹介】 「渋沢栄一氏旧蔵 松平定信関係資料」について	西木 浩一 . . . . . 27
【活動報告】 東京都立中央図書館・東京都公文書館共催 東京文化財ウィーク 2015 参加企画展 江戸城から明治宮殿へ 首都東京の幕開け	篠崎 佑太 . . . . . 36
東京都発行の刊行物の保存管理について	並木 和子 . . . . . 43
全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国（秋田）大会への参加報告	柏原 隆秀 . . . . . 47
刊行物案内 . . . . .	52
利用案内 . . . . .	56

# 戦後復興期の東京における 視聴覚メディアの活用と 「東京都文化スライド」

東京都公文書館 史料編さん係  
太田 亮吾

## はじめに

本稿では、教育現場で教材とした視聴覚メディアのうち、終戦直後から戦災復興に向かう時期でとりわけ盛んに扱われたフィルム式の「スライド（幻灯）」について、具体的な事例からその活用実態の一端を明らかにする。

スライドは国内においていくつかの段階を経ながらも古くから「幻灯」の名で広く親しまれてきた。映写の原理や基本的な仕組みに違いはないが、このうち本稿でみるのは、主として35ミリサイズのロールフィルムを専用の映写機でスクリーンに投影する形式のものを指す。カメラの普及にともない戦間期に活用がはじまり、戦争を経て急速に浸透するに至ったこのフィルム式のスライドは、映画など他の視聴覚メディアに比べ安価で稼働させることができ、また機器類の操作や運搬など取り扱いも簡便であったことから、とりわけ物資の不足した終戦直後は、学校教育のみならず社会教育や実業教育、あるいは娯楽や企業等の宣伝手段ともなるなど、多くの場面で使われるようになった。

東京都でも広報活動の一環として「東京都文化スライド」と名付けられた児童・生徒向けのスライド教材を1952年から1969年にかけて製作している。本稿では、東京都が実施していたこのスライド製作事業が開始される1950年代に時期を絞り、教材としてのスライド活用を分析の対象とする。これにより、「東京都文化スライド」が同時代の視聴覚メディアにおいて占めた位置を確認することが、本稿の目的となる。

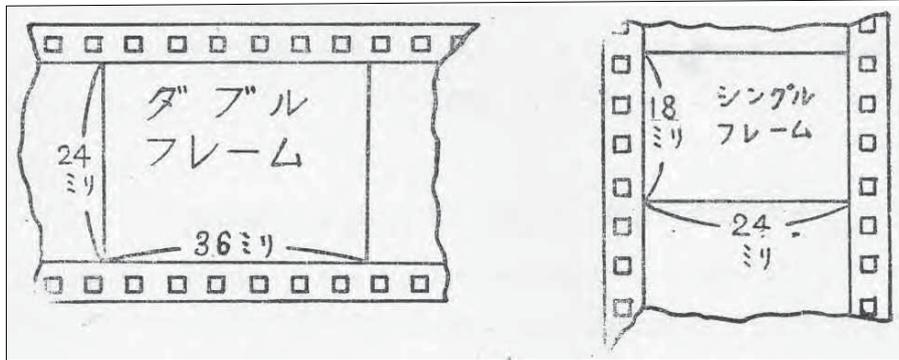
まず第1節で、フィルム式スライドの種類や規格など本稿で扱う「スライド」の基本事項を整理し、その輪郭をつかむ。続く第2節では、一部戦前までさかのぼり、フィルム式スライドが活用されるに至る経緯と、主として教育分野に範囲を絞り終戦直後から1950年代にかけてのフィルム式スライドを含む視聴覚メディアの活用実態を概観する。以上をふまえたうえで、第3節において東京都が実施した「東京都文化スライド」製作事業を取りあげ、その特色を明らかにする。

なお、本稿は、東京都公文書館が現在刊行している資料集『都史資料集成Ⅱ』シリーズの別編として「東京都文化スライド」を収録した『図録東京都政1―「文化スライド」でみる東京～昭和20年代』（2016年3月刊行）の編さん過程で実施した調査の一部をまとめたものとなる。

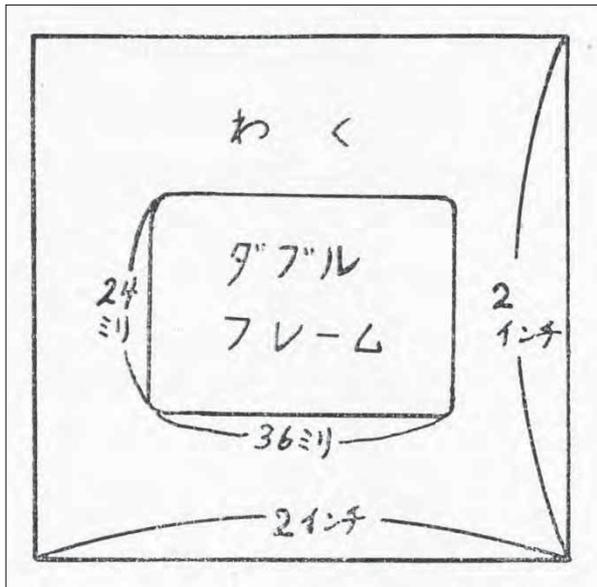
## 1 スライドフィルムの種類と特性

### (1) スライドフィルムの種類

本稿で対象とするフィルム式のスライドには、形態や大きさの異なる複数の種類が存在していた。また、スライドの画像を投影する専用機器である映写機については、1952年の時点で日本工業規格による標準規格が制定されている<sup>\*1</sup>。以下、文部省が教育関係者向けにまとめた視聴覚教材関連の解説<sup>\*2</sup>を主な手がかりとして、1950年代当時における標準的な



【図1】 フィルムストリップ



【図2】 ひとコマスライド

スライドの種類をまず確認しておく。

フィルム式のスライドには、複数のコマをロール状のフィルムに連ねたもの【図1】と、ひとコマごとにフィルムを切り離しマウントと呼ぶ枠に入れて用いるもの【図2】がある。

前者を特にフィルムストリップといい、通常は35ミリフィルムが使われる。また、後者はひとコマスライドないし手札型スライドなどと呼ばれる。

35ミリのフィルムストリップにおけるスライド画像の大きさは、映画用35ミリフィルムと同じ縦18ミリ×横24ミリの画面を縦方向に連ねるシングルフレームと、これをふたつ組み合わせ縦24ミリ×横36ミリとした画面を横方向に連ねるダブルフレームとがある。シングルフレームでは画面が小さくなるためより多くのコマを収められるのに対し、ダブルフレームは低出力の光源でも相対的に鮮明な画像を投影できるといった利点がある。

また、ダブルフレームはライカ判の画像と同じ大きさになり、カメラで撮影した画像を使うなど個人でスライドを自作する場合は画像の大きさを変えずに済むため最も簡易な規格となる。なお、当時アメリカをはじめとした海外ではシングルフレームが一般的であったが、戦中から戦後にかけて国内で製作・流通したスライドはダブルフレームによるフィルムストリップが大半を占めていた。

これらフィルムを切り離すと、ひとコマスライドになる。シングルフレームとダブルフレームいずれのフィルムも、2インチ四方の枠に挟み使用するのが標準とされていた。一般論として、学習等の必要上、任意の画像のみ高頻度で抜き出して映写する機会が多い場合はひとコマスライドによる活用が適しており、物語のようにコマ同士が関連しあい全体で脈絡を持つ内容の場合はフィルムストリップの形態が便利であるとされている。

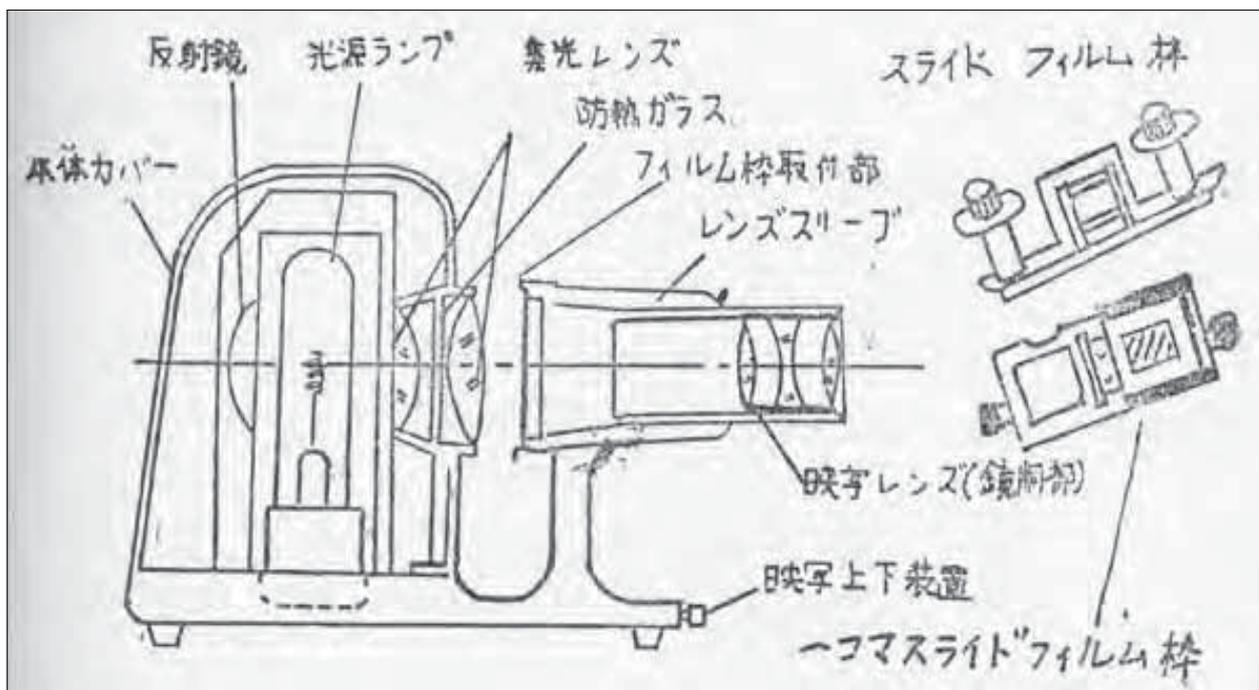
## （2）スライド映写機の構造

スライド映写機は、映写レンズ・集光レンズ・フィルム取り付け枠・光源となる電球で構成されている【図3】。集光レンズによって収束した光源からの光をフィルムに透過させ、これにより得られた像を映写レンズでスクリーンへ投影するというのが、スライド映写機の基本的な原理となる。単純な構造であることが特色とされており、外形や対応するフィルムの種類とその数、光源、焦点距離などで性能上の差はみられるが、その仕組み自体に大きな違いはない。

映写するフィルムは専用の取り付け枠に装填して映写機に組み込む。フィルムストリップとひとコマスライドのいずれにも対応する映写機の場合は、このフィルム取り付け枠の部分を差し替えることでそれぞれのスライドが扱えるつくりとなっている。また、取り付け枠の窓枠（アパーチャ）を交換することで、シングルフレームやダブルフレームなど大きさが異なる画面に対応する。なお、アパーチャの寸法はJIS規格で細かく定められている。

光源となる電球はフィルム映写専用のもので、大きさも100V100Wから1000Wほどまで幅がある。時期によりその目安は変化するが、一例として1949年段階で文部省が示した基準を挙げると<sup>※3</sup>、少人数を対象とした小さな投影スクリーンで済む場合は100Wから150W程度の電球、教室で使用するような場合は200Wから500Wのもの、講堂など大多数が集まる場で使う際は500Wから1000Wの電球をそれぞれ備えた映写機が最低限必要になるとされている。ただし、以上の基準はモノクロフィルムの映写を前提としており、画像がカラーとなる場合は、少なくとも500W以上の電球を使わなければ投影する画像の細部にわたる再現はできないとされている。

このほか、小型のものを除き多くの映写機では冷却用の送風装置が備えられている。加えて集光レンズには防熱ガラスが組み込まれており、光源から発生する熱でフィルムが損耗することを防いでいる。なお、JIS規格では、特定の映写条件におけるフィルムの上昇温度

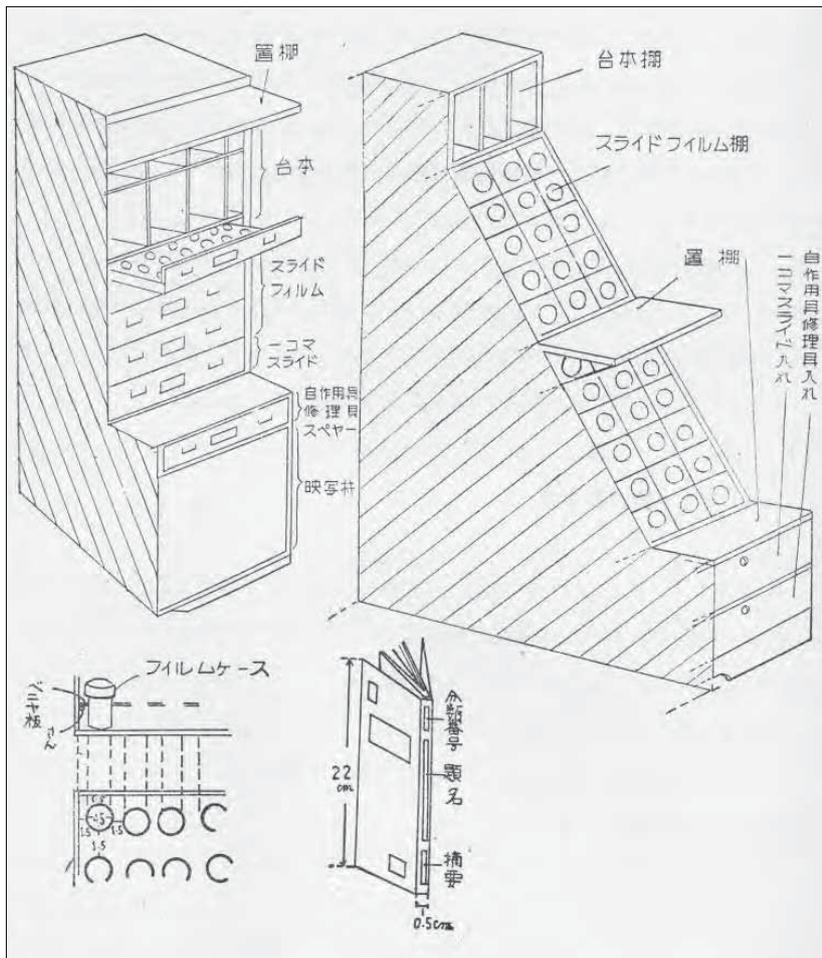


【図3】 スライド映写機の基本構造

を元に映写機の性能基準を設けている。これを満たしたものであるならば、同一画面を5分間映写し続けたとしてもフィルムを傷めることなく安全性が保てるとされている。

### （3）スライドの付属品と保管方法

スライドには、補助的なものとして、収録内容と対応した冊子体の解説書・台本が付属している場合がある。投影される画像についての説明や関連情報が記載されており、映写の際には手元に控えて適宜読み上げるなど解説の参考として活用される。通常、スライドを評価する場合は、スライドの画像だけではなく、解説書の出来や両者の対応関係などにも注意が向けられる。なお、解説書は映写とともに繰り返し使われるため、摩耗や損傷に備え厚紙で補強したほか、専用のバインダーなど保存用具が市販されてもいた<sup>※4</sup>。



【図4】スライド保管用具の一例

また、フィルムストリップを保管する際は筒状のフィルムケースが使われた。ケースの素材は紙製やプラスチック製などがあり、フィルムを巻き上げた状態で収めるつくりのものが一般的であった。また、ケースには複数のカラーバリエーションがあり、ケースに添付するラベルなどの書き込みに加え、ケース自体の色を手がかりとしてスライドの分類や整理ができるしくみにもなっていた。こうしてケースに収納したスライドは、ケースの大きさにあわせた間仕切りのある戸棚などに並べるなどの仕方で保管された<sup>※5</sup>【図4】。

### （4）教材としてのスライドの特性

教材としてのスライドには、学習者の思考や理解度に応じて、時間をかけ静止した画面を示すことができるという特性がある。そのため、動的な表現となる映画やテレビなど映像による教材とは用途や役割の面で区別される。また、必ずしも動的な描写を必要としない物体や現象については、これを拡大して鮮明な画像を詳しく細かなところまでゆっくりと観察することができる。動態を表現する場合でも、運動の過程からいくつかの重要となる特徴的な瞬間を捉え、それらを静止した画像で比較しながら観察するといった使い方もできる。この

場合、対象となる動態の過程を理解するうえでは、映像を用いるよりも効果的となることがあるとされている。

このほか、学校教育におけるスライドの主な特性としては、次の諸点が指摘されている<sup>※6</sup>。

第一に、低学年の学習指導にとりわけ役立つことが挙げられる。例えば、映画やテレビでは、一定の速度をもって画面が流れ、表示される情報は次々と消え去っていく特性があるため、その表示速度についてゆけない学習者にとっては必ずしも十分な効果をえることができない。とりわけ映像資料に慣れていない低学年の児童にとっては、適切な教材とはなりえない。スライドはこのようなときに効果的に使うことができるとされている。

第二に、反応を確かめながら先に進めることができる点が挙げられている。学習者にとって必要となる情報を最適な方法で示すことがスライドでは可能であり、教材の内容が学習者に定着しながら授業が進行しているか、適宜映写を停止して反応を確認しながら学習を進めることができるとされている。

第三に、受講者全員に明確な教材が提示できるという点が挙げられている。スライドは、拡大投影することにより、常に鮮明な教材を学習者全員に提示することができるため、提示する資料が小さいため見落としが生じるといった事態を回避することができるとされている。

第四に、比較的簡単に導入できる点が挙げられている。スライド映写機は比較的単純な構造であり操作も容易であるため、事前の準備や教材研究もしやすく、扱いに慣れていない者でも制約の少ない機器であることが指摘されている。

第五に、画面を元に戻す操作が可能であるため内容の定着化が簡易であることが挙げられている。スライドでは、その仕組み上、映画などと比べ前に表示した画像へ戻す操作が簡単にできる。そのため、学習中に先の内容がわからなくなった場合などで、画面を元に戻して再度解説を加えなおすといったことが容易に可能となる。このことから、学習内容を明らかにし、時間をかけ確実に定着させていくにあたり、スライドは相対的に有効な手段であるとされている。

## 2 スライド活用の実態と制度

### (1) 戦前におけるスライド活用と文部省による規格の制定

フィルム式のスライドが教材として広く活用されるようになったのは、1930年代ころであったといわれている。アメリカにおける視覚教育の方法論が国内に紹介されると、新潟・金沢・名古屋・和歌山・広島の各市にある師範学校附属小学校を中心として自作スライド教材の研究会がおこなわれるようになった。日中戦争が始まると、物資の不足によりこれらの活動は停滞するが、この間、とりわけ地理や理科の分野でフィルム式の自作スライドが盛んに取り入れられた<sup>※7</sup>。

こうしたなか、文部省がスライド映写機の規格を制定し、あわせてスライド製作を開始している。1941年1月ころより、国民の科学教育と戦時下における時局認識の徹底をはかる目的で、映画と並行してスライドも活用する計画が立てられ、スライド映写機とフィルムの規格について関係者による審議が重ねられた<sup>※8</sup>。この結果は、1941年12月12日付で文部次官裁決定「文部省幻灯画並幻灯機規格」（昭和16年発社348号）として制定される<sup>※9</sup>。

このうち幻灯機の規格では、光源と性能が規定されている。規格制定の実務を担当した文部省技師である中田俊造の解説によると、「光源は簡易に家庭用の電灯線より使用し得るものとなし、電力量は一〇〇ワット以下、寿命五〇時間以上を保つ電球を用ふ」とあり、戦後の映写機よりもはるかに小型となる電球の使用を想定していたことがわかる。また、性能についても、照度や焦点距離、解像力などで同様の傾向が認められる。なお、規格以外として付せられた条件には、「現下の時局に鑑み」「軍用資材の節減をはかる事」、補修等で余分な資材が必要とならないよう「堅牢である事」、「消耗品（光源ランプ等）の入手が容易なるべき事」といった点にもふれられており、戦時下における金属類の使用制限を前提としたものであることがうかがえる<sup>\*10</sup>。

幻灯画の規格では、フィルムの素材と画面の寸法が規定されている。フィルムの素材については、「取扱中破損の恐れなく、軽量にして容積小さく、且つ複製費が低廉で、複製能率大なるものであり又、取扱簡便にして一部紛失のおそれ無く、編輯意図の徹底を期し得る等の諸点より、緩燃性「ベース」を使用せる、三五耗映画用「ロールフィルム」を用ふる事」とあり、35ミリのフィルムストリップの活用が規定されている。また、画像の寸法に関しては、「映画の二コマ分を一画面と決定した」とあり、縦24ミリ×横32ミリとされている。ダブルフレームとなるが、画面の横幅が4ミリほど短い。これは、画面の大きさを決める際に「視覚上その効果が最も良好なる縦横三体四の比例とし」たことによる<sup>\*11</sup>。この結果、戦後において横幅の異なる画像のスライドが混在する事態となった<sup>\*12</sup>。

また、この文部省による規格制定により、以後国内のフィルムストリップは海外において主流とされていたシングルフレームではなくダブルフレームが一般的となる。これは小型の光源しか用意できない環境でも映写を可能にするための措置であったといわれている<sup>\*13</sup>。

以上の規格制定とあわせて、文部省は規格に適合した幻灯機を選定し、全国に割り当てを実施した。東京芝浦電気と映写機製造会社である皆川電機製作所がそれぞれ開発・製造した映写機を文部省選定幻灯機とし、両社に量産させている。初年度となる1941年には各600台、翌年には各1,200台が製造された。1943年以降は、文部省の外郭団体である大日本映画教育会に委嘱し割り当て事業を継続している<sup>\*14</sup>。

また、幻灯画についても文部省が製作に乗り出し、上記選定幻灯機の備付者に対して無償で配布した。1941年は7作品、1942年は12作品が製作されている。加えて、1943年8月からは毎月1作品を配給する「幻燈月報」の製作が始められている。文部省監修の下、横浜シネマ商會が製作を担当し、大日本映画教育会の会員組織を用い有償で頒布する流れとなっていた<sup>\*15</sup>。

## （2）終戦直後のスライド活用

1946年、文部省は戦後初となる衆議院議員総選挙の実施に際して、スライド教材「新しき出発」および「われらの政治」を製作し、全国4400団体に配布した。これをひとつの契機として、スライドの製作とスライド映写機製造の機運が高まったといわれている<sup>\*16</sup>。正確な数字ではないが、1948年末で年間7万本の需要があると見込まれていたスライドは、1951年には40万本まで増加したと推定されている<sup>\*17</sup>。また、スライド映写機の製造業者は1949年の時点で10社、スライド製作関連会社も1950年の段階で30数社を数えるまでとなっている<sup>\*18</sup>。

このうちスライド製作については、個人事業による小規模な会社も多数存在しており、なかには映画製作者からの流入もみられた。東京都教育庁社会教育部によると、映画法に基づき戦時下の劇場で強制的に上映されていた文化映画が「戦後法律の廃止により上映の場を失ったので、幻灯界へ転向した短篇制作者が相当あつた」ことが、製作者急増の背景にあったとされている<sup>\*19</sup>。また、戦後数年のあいだに製作されたスライドの大半は物語仕立ての作品であり、その多くは戦災の被害を受けた映画上映に代わる手ごろな娯楽として扱われもしたという<sup>\*20</sup>。

こうしたなか、スライドを学校教育用の教材として活用する取り組みが整えられる。1947年、文部省は教育映画等審査規程を制定し、教育映画等審査委員会を設け、映画やスライド、紙芝居の評価および選定を開始している<sup>\*21</sup>。この選定制度は、教育現場において作品の選択基準として用いられた。

一方、視聴覚教育関係団体による教材スライドの製作もはじまる。1946年、大日本映画教育会の解散にともない、日本映画教育協会が設立された<sup>\*22</sup>。1948年、同協会は教育映画およびスライドの製作を目的とした研究会を設置し、手始めに教材スライド用の脚本を試作している。翌年、学校視聴覚教育の推進団体である日本学校映画教育連盟が発足すると、両組織共同で作品製作に向けた研究が進められることとなった。1950年、スライド製作会社で構成する教材スライド大系製作者協議会が設置され、日本学校映画教育連盟がまとめた原案に基づき、日本映画教育協会企画、教育関係識者などで構成する社会科教材スライド大系審議会の監修、教材スライド大系製作者協議会が制作を担う体制で、小学校向け社会科専用教材となる「社会科教材スライド大系」シリーズの製作が開始される<sup>\*23</sup>。スライドは、小学校高学年向けと同低学年向けに分かれており、学習指導要領に準拠するかたちで單元ごとに作品が用意された<sup>\*24</sup>。

また、この間にスライド関連業者のあいだで独立した組織を立ち上げる機運が高まり、1950年6月に日本幻灯連合会が設立されている。連合会ではスライド宣伝冊子の発行や百貨店におけるスライド即売会の企画運営などがおこなわれ、発足時は21社であった会員会社も、翌年の段階で40数社と倍増している<sup>\*25</sup>。

そして、1951年には11月11日を「幻灯の日」<sup>\*26</sup>と定め、記念行事を毎年開催することが決められた。初年度は日本幻灯連合会の会員会社であるスライド製作および映写機製造関連業者46社で構成された「幻灯の日委員会」と読売新聞社が主催者となり、文部省をはじめ厚生省、農林省、通産省、労働省などスライド活用に取り組んでいた官庁のほか、東京都教育庁や日本映画教育協会、日本学校映画教育連盟などが後援として名を連ねている<sup>\*27</sup>。

12日に読売ホールで開かれた中央大会では、記念講演やスライドの起源とされている「うつし絵」の実演、功労者の顕彰のほか、「幻灯の日」記念行事の柱ともなった「全国自作スライドコンクール」を実施している。優秀作品には文部大臣賞が設けられたこともあり、応募数は年ごとに増えスライド活用のすそ野を広げる役割を果たしたという<sup>\*28</sup>。

また、中央大会に加え、前後する期間ではスライドの普及をはかる関連行事も企画されており、9日には交詢社ホールで計41編からなる新作市販スライドの発表会、11日にPRカーを用いた移動映写会、14日から16日にかけては都内4校で教材スライドを活用した公開授業がおこなわれたほか、自作スライド関連団体である日本アマチュアシネスライド協会による集会などが開かれている<sup>\*29</sup>。

文部省の調査によると、1950年度に新規で製作されたフィルムストリップは793作品、1951年度が1043作品、1952年度は1346作品に上るとされている<sup>※30</sup>。また、日本映画教育協会と日本幻灯連合会のまとめによると、1954年9月の段階で購入可能なスライドは約3800作品、映写機は20数種に及んでいる<sup>※31</sup>。新作スライドはその後、1955年で888作品、1960年には668作品と下降をたどり、製作会社の業務も1960年代に入ると自社企画の作品に代わり受注による製作の割合が増していったとされている<sup>※32</sup>。これらをふまえると、教材となりうる新作スライドの供給は1950年代前半が最盛期であったといえる。

### （3）東京における視聴覚教育の展開

東京における視聴覚教育は、映画を中心に戦前より取り組みがはじまっている。

1937年9月、市教育局社会教育課は映画教育振興のため、小学校教材映画ライブラリーを設置している。初年度は16か所、翌年度には24か所となるフィルムライブラリーを市内の各拠点校に設け、地理および理科の教材映画の貸出がおこなわれた。あわせて、市内35区を6ブロックにわけ、映画教育に関する連絡を取りあう体制も整えられている<sup>※33</sup>。

この間、各区では区教育研究会の下に映画研究部が設置されたほか、教育関係者による自主的な研究団体も複数組織され、映画教育の実践研究が重ねられていた<sup>※34</sup>。1941年には、これらの団体が中心となり東京映画教育懇話会が設立されている<sup>※35</sup>。

戦後の視聴覚教育は、こうした東京市の事業や教育関係者による取り組みの延長線上で展開した。例えば、1946年の段階で東京都教育局は都民映画会や都民映画コンクールの開催、国民学校や青年学校に対する映画フィルムの巡回貸出を実施している。このうち、各学校向けの巡回貸出ではスライドフィルムもあわせて扱われていた<sup>※36</sup>。

1948年11月、東京都教育委員会の発足にともない都教育局は同委員会の事務局となる東京都教育庁に改組された<sup>※37</sup>。翌年、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）による占領政策の一環として、民間情報教育局（CIE）を通じ都道府県に映画フィルム（CIE映画）や16ミリ発声映写機、32ミリスライド映写機が貸与された。これをうけ、都教育庁社会教育部に視覚教育課が新設され、機材の受け入れと都内における上映業務を担当した<sup>※38</sup>。

一方、東京映画教育懇話会は、1946年ころより都教育局の協力をうけ、戦災で損壊した校内の視聴覚施設に代わり映画館や劇場などを利用した「映画教室」活動をはじめている。1948年には、利用映画館70館、参加児童数はのべ150万人を超えるまでに活動が拡大したことから、内容の向上と事務の効率化をはかるため、新たに東京都映画教室連盟が組織された<sup>※39</sup>。その後、東京都映画教室連盟は1949年に東京都映画教育連盟と名称を変更、また1951年には東京都視覚教育研究会と改め、映画教室のみにとどまらず学校視聴覚教育全般に活動範囲を広げてゆく<sup>※40</sup>。

1951年11月、東京都映画教室連盟も加入する日本学校映画教育連盟の全国視聴覚教育研究大会が目黒区でおこなわれた<sup>※41</sup>。大会の開催にあたっては区が全面的に協力し、区内の小中学校で公開授業が実施されたほか、映画やスライド、放送、紙芝居など各視聴覚教材に関する区独自の研究報告書がまとめられている。この報告書においてスライドは、「映画とちがって要点はじっくりと絵を止めて説明することが出来」、「要点だけを重点的にピックアップして作られているために主題から離れずについてゆくことも比較的容易である」とまとめられており、映画との比較でスライド独自の特性が把握されている<sup>※42</sup>。

こうしたスライドに対する評価は、都教育庁における視聴覚教育行政とも共有するものであった。1955年の段階で教育庁は、「スライドが視聴覚教具として、その利用価値が増大しつつあることは喜ばしい現象で、その操作の容易な点、納得ゆくまで解説出来る点、自作自演出来る点等今後の教育活動における方法、手段として大いに推奨されてよいと思われる」として、「スライド教育の振興」を事業のひとつと位置づけている<sup>※43</sup>。

この間、1951年から新聞各社と共同で市販の新作スライドを毎月上映する発表会が企画されたほか<sup>※44</sup>、1953年ころより教育関係者向けの自作スライド講習会が実施されている<sup>※45</sup>。また、このときあわせて社会教育部と指導部が中心となり教育庁独自のスライド製作事業も手がけるようになる<sup>※46</sup>。1954年度から社会教育向け、1956年度からは学校教育用向け教材スライドの製作がはじまり、都内の公立小中学校や図書館などに配布された<sup>※47</sup>。加えて、1958年には指導部に視聴覚教育担当の指導主事が新たに設置され、視聴覚教育振興の一環として、学校向け教材スライドの製作を推進したという<sup>※48</sup>。

### 3 東京都によるスライド製作事業

#### (1) 「東京都文化スライド」の概要

1950年代に入ると、東京都が事業主体となりスライドを製作するようになる。扱われている分野や製作した部局の違いなど、単体の作品も含めるとその種類は多岐にわたるが、ある程度まとまりを持った数が確認できるものとしては、東京都教育委員会が手がけた前述の教材用スライドと、広報主管部門が継続的に製作していた「東京都文化スライド」シリーズ（以下、「文化スライド」と表記）が挙げられる<sup>※49</sup>。

このうち文化スライドについては、1952年6月から1969年3月にかけて合計168タイトルが製作されている。通し番号が割り振られた153タイトルの通常作品と、番外的な位置にある「特集」作品15タイトルがあり、いずれもすべて35ミリのロールフィルムを用いたダブルフレームのフィルムストリップとなっている。通常作品の場合、基本的に25コマ構成、着色処理が施されているものも一部みられるが画像はモノクロである。これに対し、「特集」作品は長編かつカラーという違いがある<sup>※50</sup>。

収録内容は、都政の概要を領域ごとにまとめたものとなっている。その範囲は行政全般にわたっており、写真のほか、グラフなどの図表やイラストを交えて紹介されている。また、1950年代から1960年代にかけての東京の風景が映し出されていることから、画像記録としての資料価値も認められる。

このほか、それぞれに収録内容と対応するB6判冊子体の「スライド解説書」が付属しており、映写の際に画像の解説として読み上げるための脚本、スライドのねらいや概要、主な利用方法の説明などに加え、個々の収録画像に対する注釈や参考情報が記載されている。ここから各作品で扱われている主題の基本事項が確認できる仕組みともなっていた。

これら文化スライドの用途については、基本的に学校教育における教材を想定していたと推測される。例えば、事業の開始に先立ち作成したとみられる資料では、「東京都政を社会教育的見地から」まとめ「一般都民の教養向上と中小学校の社会科学習にも役立たせ将来の都民としての自覚を養成する」ことが事業の目的であると明記されている<sup>※51</sup>。付属の解説書でも小中学校の授業における活用を推奨しており<sup>※52</sup>、児童・生徒向けという側面をあわせ持つ点が文化スライドの大きな特徴であったといえる。

こうした教材としての側面は、スライドの配給の仕方からも確認することができる。東京都の事業内容を年度ごとにまとめた『東京都政概要』によると、文化スライドは1952年の段階で1号あたり1,250本が作成され、「区・市役所、支庁、公立小中学校、公民館、図書館等に配給」とするとともに、「都・教育庁において保管貸出」をおこなっていたとしている<sup>※53</sup>。このうち作成本数に関しては、不明の時期も一部あるが、1957年時点で1,385本<sup>※54</sup>、1959年は1,435本<sup>※55</sup>、1961年から1,525本<sup>※56</sup>、1963年より1,605本<sup>※57</sup>と、増加の傾向がみとれる。また、各年における都内公立小中学校の総数を『東京都統計年鑑』<sup>※58</sup>により確認すると、1952年1,143校、1957年1,313校、1959年1,379校、1961年1,449校、1963年1,541校となり、スライド作成本数が学校の増設と概ね対応していたことがわかる。

## （2）行政広報の展開

このように、文化スライドは学校教育での活用を想定したつくりとなっている。その製作は、東京都の行政広報を所管する部門が担当していた。都民室広報部の事業としてはじめられ、その後、1956年に都民室と外務室の統合により設置された広報渉外局、また1960年には同局の廃止にともない発足した広報室と、部局の改編はみられるものの一貫してそれぞれの下に置かれた広報部が事業を継続している。

東京都が実施する行政広報は、戦時下の東京市から引き継いだ『市政週報』（のち『都政週報』に改題）や『隣組回覧板』の発行など、1943年の都制施行当初からおこなわれていた<sup>※59</sup>。戦争末期から終戦直後にかけてその機能は一度ほぼ停止するが、1947年9月に発生したカスリーン台風を契機として、再び組織的な広報活動の必要性が意識されるようになる。1948年10月より壁新聞形式となる『東京都お知らせ』の発行がはじまり、公衆浴場や駅、図書館など各所で掲示された<sup>※60</sup>。1952年の夏まで計95回実施されており、「都自体の広報手段として都の施策を都民に伝達する重要な役割を果たした」といわれている<sup>※61</sup>。

一方、連合国軍最高司令官総司令部は、民主主義教育の推進と普及をはかるため、各行政機関の広報活動に対し指導を強めていった。政府には民間情報教育局が、また各府県ではそれぞれの地方軍政部が指導にあたり、全国の府県で広報主管課が設置される<sup>※62</sup>。

東京都でも地方軍政部の指導をうけ、定例記者会見の実施や鉄道各駅における広報放送の取り組みがはじまったほか、1949年11月には能率部と広報部からなる知事室が発足し<sup>※63</sup>、専管の組織として広報部門が新設された。知事室の長となる参与<sup>※64</sup>には、安井誠一郎都知事と同郷の岡山県出身である作家・評論家の木村毅<sup>※65</sup>が就き、広報業務を担う広報部は、部の長となる主幹の下、課長級の主査数名により事務を分担する体制がとられた。

この間、ニュースカーの運用や広報映画「東京ニュース」の製作および上映会の開催、各戸配布形式による『東京都お知らせ』家庭普及版の発行など、広報媒体の多様化と充実化がはかられた。また、あわせて壁新聞には広報重点事項が記載されるようになる。そこで最重点と位置づけられたのが、民主主義教育であった<sup>※66</sup>。教育庁社会教育部と連携をとり、「民主政治教育強調期間」が設けられ、新憲法の原則となる国民主権や基本的人権、加えて地方自治などが扱われた。その広報・教育手段としては、講演会や討論会の開催のほか、『東京都お知らせ』における特集、広報映画が活用されている<sup>※67</sup>。

また、各都道府県に広報主管課が設置されたことをうけ、1950年に全国知事会の主催で全国都道府県広報主管者研修会が実施された。その際、広報主管課長による自主的な連絡組

織の結成が提案され、全国広報主管者協議会が発足する。これにより広報主管者研修会は全国広報主管者協議会と全国知事会の共催で定期的実施されるようになった<sup>※68</sup>。

この研修会には安井知事も毎回出席し、研修に臨む全国の広報担当者を激励したといわれている<sup>※69</sup>。また、1950年7月から10月にかけておこなわれた訪米の後、安井は日比谷公会堂で開かれた演説会において「都政にPRの組織をもつ」必要を語ったとされており<sup>※70</sup>、広報活動を重視していた。こうした知事の意向もあり、1951年9月に知事室は企画部・公聴部・広報部・能率部・首都建設部からなる都民室へ改組され、その機能強化がはかられた。室長には、アメリカでPR理論の研修をうけていた磯村英一が就任している<sup>※71</sup>。

これにより都の広報活動は、新たに導入されたPRの考えに基づき、「きく公聴」に対する「しらせる広報」と位置づけられることとなった<sup>※72</sup>。「都民に正しく、早く、かつ広く都政を批判する素材を提供し、その結果として現われる正当な世論を都政に適切に反映させることを理想」とし、広報手段についても「あらゆる機会を利用して都民の一人一人に知らせるために、その種類の多いことが要求」された<sup>※73</sup>。

### （3）スライド製作の組織

文化スライドの製作は、この都民室の新規事業として開始された。その際、先行しておこなわれていた広報映画「東京ニュース」製作事業と対の関係で進められている。

都民室広報部は、発足当初、前身にあたる知事室広報部と同じく複数の主査が事務を分担する体制であった<sup>※74</sup>。1952年11月に改正された東京都都民室処務細則によると、広報部には連絡主査・報道主査・普及第一主査・普及第二主査の4名が配置されており、連絡主査の担当事務として「映画及びスライドの作成に関すること」が規定されている<sup>※75</sup>。

このとき連絡主査の職にあった本藤巖<sup>※76</sup>は、都民室の設置にあわせ広報部主査へ異動しており、文化スライド製作事業の初代担当者であったとみられる。都庁内で流通していた「庁内紙」のひとつに人物評が掲載されており、「目下「東京ニュース」や「文化スライド」のプロデューサーをやっている」とある<sup>※77</sup>。ここから、文化スライドおよび広報映画の製作における連絡主査の役割は、作品の企画や事業の統括が中心であったと推測される<sup>※78</sup>。

このうち映画に関しては、東京都の外郭団体である社団法人東京都映画協会が制作の実務を担っていたことが、同協会の記録から確認できる<sup>※79</sup>。東京都映画協会は、広報映画「東京ニュース」の事業開始をうけ1950年3月に設立された。その定款でも広報映画の製作および配給上映が主たる業務と位置づけられている。発足時の役員には、岡安彦三郎副知事が理事長、木村毅参与ら都政幹部などが理事を務め、1957年までは広報部長<sup>※80</sup>が事務局長、一部を除き他の事務局員も広報部職員の兼務により担われていた。協会事務所も都庁内にあり、設立当初に限れば広報部と一体の組織であったといえる。

一方、文化スライドは、民間の専門会社である「東京スライド株式会社」に制作業務を委託していたようである。同社は文部省や都教育庁の教材スライドも手がけており<sup>※81</sup>、文化スライドでは取材や撮影、編集などを担当していたとされている<sup>※82</sup>。具体的な制作工程で不明なところもあるが、連絡主査の役割や映画における制作組織のあり方をふまえるならば、広報部による企画をうけ、同社が制作業務全般を請け負っていたものとみられる。

また、広報渉外局の事業をまとめた年次の報告書『広報渉外局事業概要』では、映画およびスライド製作の意図と広報部の役割が記載されている<sup>※83</sup>。それによると、文化スライドは、

「都政を視聴覚を通じて理解させる」広報映画「東京ニュース」と「同じ目的のもと」製作するとしており、両者が関連づけられていることがわかる。文化スライドの用途については、「主として小都民の社会科教材として、都政に対する認識と関心を高めている」とあり、とりわけ学校での活用が念頭に置かれていたこともあわせて確認できる。

そのうえで広報部の役割に関する説明をみると、広報映画「東京ニュース」の場合、「広報部において主題を定め、企画委員会を開催して、撮影素材を決定」したうえで、撮影等は東京都映画協会に委嘱するとある。これは都民室の段階と大きな動きはないとみられる。

これに対し、文化スライドについては、「広報部、関係局部、教育庁関係者をもって企画会議を開き、テーマを決定してシナリオを作成する」とされており、映画製作ではみられない企画段階における教育庁など他部局の関与が認められる。映画が広報部主導による体制とするならば、文化スライドは広報部だけでなく、教育庁や各作品の主題に関わる部局との共同製作の色合いが濃いものであったと推測される<sup>\*84</sup>。

#### （4）教育行政からみた「東京都文化スライド」

教育庁が文化スライドについてはじめてふれた文献は『東京都社会教育の概況』であり、視聴覚教育に関する施策として、「東京都文化スライド 都下小、中学校に一本づゝ配布（五種類配布済）」と記されている<sup>\*85</sup>。本資料の作成時期は1952年10月ころと推定されており<sup>\*86</sup>、教育庁が文化スライド製作の最初期から関わりを持っていたことがわかる。

また、1953年度の「社会教育基本方針」をまとめた計画書では、「スライド教育の振興」との項目が設けられ、「スライドは視覚教具として最も効果があり、しかも経費は低廉で、取扱操作は簡便なので現在では映画と共に、社会教育に無くてはならない教具となつて」と評価したうえで、文化スライドの配布および利用促進を目標として掲げている<sup>\*87</sup>。加えて、教育庁社会教育部視覚教育課が1957年の段階でまとめた視聴覚資料の目録では、文化スライドの各タイトルが概ね小中学生向けと分類されており、学校教材として捉えていたことも間接的にうかがえる<sup>\*88</sup>。都の教育行政において、文化スライドを学校教育と社会教育の双方にまたがる教材とみなしていたことがわかる。

一方、教育庁社会教育部が作成した1953年度の『社会教育振興対策』によると、社会教育部および指導部が中心となり「庁内に教育スライド企画委員会を構成して教育スライドを製作し公民館図書館市区島嶼教育委員会小中学校に頒布する」計画が構想され、教育庁独自のスライド製作に向けた取り組みがはじめられている<sup>\*89</sup>。これをうけ、1954年度の「社会教育基本方針」をまとめた計画書では、前年度でもみられた文化スライドとあわせて「社会教育用スライドの製作」が新たに加えられている<sup>\*90</sup>。

また、各年の事業概要をまとめた『東京都の教育』でも、1954年度の報告から「スライド教育の振興」の項目が設けられ、具体的な施策として「社会教育スライドの製作」および「東京文化スライドの製作」を挙げている<sup>\*91</sup>。1956年度からここに「学校教材スライド」が加わり<sup>\*92</sup>、教育庁製作スライドは社会教育向けと学校教育用教材の2系統となる。

この間、文化スライドに関しては、「東京都広報部から配布を受け、都下各区立図書館、小中学校に貸与したスライド」と説明するにとどまり<sup>\*93</sup>、1957年度の事業報告からは言及自体もなくなってしまふ。以後、『東京都の教育』で取りあげるスライド関連の記述は、「学校教材スライド」および「社会教育用スライド」のみとなる。教育庁独自の教材スライド、

とりわけ学校教育用スライドの製作がはじまることにより、主たる用途で競合する文化スライドの役割は都の教育行政のなかにおいて相対的に低下していったものと推測される。

## おわりに

戦後、国内で活用されたスライドは、その多くが35ミリのロールフィルムによるダブルフレームのフィルムストリップと呼ばれる形式のものであった。戦時下において文部省が制定した規格とも対応しており、終戦直後から1950年代にかけスライド製作および映写機器の製造が盛んとなる。教育の分野でも映画と並ぶ教材として広く活用された。

こうしたなか製作されたのが、「東京都文化スライド」シリーズであった。1952年にはじまる文化スライドの製作事業は、民主主義教育の推進を最重要事項と位置づけ、その機能強化がはかられていた東京都の広報主管部門により進められた。月1本の間隔で製作されたスライドの内容は、都政の概要を分野ごとにまとめたものとなっており、児童・生徒向け教材としての側面もあわせ持っていた。そのためもあって、スライド教育の振興を掲げていた都の教育行政も企画の段階から連携する体制がとられていた。

これら文化スライドが実際にどのようなかたちで活用されていたかは、記録が限られており現段階では不明なところも多い。ただ、製作に協力していた東京都教育庁でも1950年代半ばから独自に教材スライドの製作を手がけるようになり、文化スライドが教育行政に占める役割はこれにより次第に低下していったのではないかと思われる。

また、文化スライド自体も、シリーズ名称が「東京都広報スライド」と変わる1963年中に年間6本の製作となり<sup>※94</sup>、続く1965年度からはさらに4本まで減じている<sup>※95</sup>。新作の製作は1969年までおこなわれているが、1960年代を通じて広報活動におけるスライドの位置づけそのものが後退していったとみられる。

※1 日本工業規格 B7163「スライド映写機」。本規格は2008年に廃止されている。また、これとあわせて1951年制定 B7162「輸出スライド映写機」がある。なお、スライドおよびスライド映写機の規格制定について解説したものとして、『視聴覚教育』1960年6月掲載の特集記事「映写機と J I S 規格」がある。

※2 文部省編『学校における視聴覚教材の設備』（教育弘報社、1949）。また、波多野完治・岸本唯博編『視聴覚教育研修ハンドブック——文部省・標準カリキュラム準拠』（第一法規、1973）掲載の解説も一部参照した。なお、本稿の【図1】から【図4】は、すべて前掲『学校における視聴覚教材の設備』の図版を使用している。

※3 前掲『学校における視聴覚教材の設備』、p. 30

※4 『目黒区視聴覚教育運営委員会のあゆみ』（目黒区視聴覚教育運営委員会、1958）、pp. 45-47

※5 青木章心ほか編『視聴覚教育事典』（明治図書出版、1956）、pp. 470-471

※6 前掲『視聴覚教育研修ハンドブック』、pp. 25-26

※7 前掲『視聴覚教育事典』、p. 444

※8 稲田達雄『映画教育運動三十年』（日本映画教育協会、1962）、pp. 396-397

※9 「昭和十五年 文部省 幻灯創設当時書類」（国立教育政策研究所教育研究情報センター教育図書館「中田俊造文庫」）

※10 中田俊造「幻灯教育の立場と文部省型幻灯機の特質」『映画教育』1942年3月号

※11 同上

- ※ 12 文部省規格に準じた映写機で自作のスライドフィルムを投影した場合、画像の端が途切れてしまうこともあったとされている（『視聴覚教室』1951年9月号「交歓室」欄）
- ※ 13 青地忠三『幻灯教育の指針』（日本映画教育協会、1949）、p. 14
- ※ 14 前掲『映画教育運動三十年』、p. 398, 453。1943年から幻灯機の製造は各2400台に増産された。
- ※ 15 同上、pp. 398, 453-454
- ※ 16 前掲『視聴覚教育事典』、p. 445
- ※ 17 関野嘉雄「教材スライド進展のために」『視聴覚教育』1951年9月号
- ※ 18 前掲『視聴覚教育研修ハンドブック』、p. 19
- ※ 19 『社会教育10年のあゆみー社会教育法施行10周年記念ー1959』（東京都教育委員会、1962）、p. 57
- ※ 20 『視聴覚教育要覧』（日本映画教育協会、1952）、pp. 325。前掲『社会教育10年のあゆみ』、p. 57
- ※ 21 文部省社会教育局視聴覚教育課『審査のしおり——映画・幻灯画・紙芝居利用のために』（視聴覚教育資料第4集）（文部省社会教育局、1954）。1949年からは社会教育審議会の分科会にあたる教育映画等審査分科審議会となる。
- ※ 22 『視聴覚協会80年のあゆみ』（日本視聴覚教育協会、2008）（[http://www.javea.or.jp/aboutus/files/80th\\_kinen.pdf](http://www.javea.or.jp/aboutus/files/80th_kinen.pdf)）。なお、1980年に日本視聴覚教育協会と改称している。
- ※ 23 「社会科教材スライド」の製作について『映画教育』1950年6月号。前掲『視聴覚教育要覧』、pp. 326-327。なお、スライドと並行して同様の製作体制により、「社会科教材映画大系」も製作された。
- ※ 24 『視聴覚教育』1951年8月号「時報」欄
- ※ 25 「日本スライド連合会の軌跡」『視聴覚教育のあゆみ』（日本映画教育協会、1978）、pp. 108-109。1959年に日本スライド連合会と改称している。
- ※ 26 1959年からは「スライドの日」と名称を変更している
- ※ 27 前掲「日本スライド連合会の軌跡」、pp. 111-112
- ※ 28 同上、pp. 112-114。1952年ころより、学校教師たちのあいだで教材用のスライド自作の取り組みが急速に高まったとされている（前掲『視聴覚教育事典』、p. 34）。
- ※ 29 前掲『視聴覚教育要覧』、p. 329-330
- ※ 30 『視聴覚教育調査資料』第2集（文部省、1953）、p. 34
- ※ 31 日本幻灯連合会編『幻灯総目録』（日本映画教育協会、1954）p. II-144
- ※ 32 前掲『視聴覚教育研修ハンドブック』、pp. 19-20
- ※ 33 『東京市昭和十三年事務報告書』（東京市、1939）、p. 218。このとき各フィルムライブラリーに備え付けられた教材は、戦災による焼失や占領下に没収されるなどしたが、一部は戦後も活用されたという（『東京都学校視聴覚教育70年のあゆみ』（東京都学校視聴覚教育0Bの会、1994）、p. 9）。
- ※ 34 代表的なものとして、1934年に映画教育倶楽部（CEC）、1936年に映画教育研究集団（EKG）が組織されている（柳下貞一「都小視研40周年前史」（再掲）『都小視研50周年記念誌』東京都小学校視聴覚教育研究会、2011、p. 8）
- ※ 35 前掲『東京都学校視聴覚教育70年のあゆみ』、p. 168
- ※ 36 『東京都教育の概要〔昭和22年版〕』（東京都教育局、1947）、pp. 112-113
- ※ 37 『戦後東京都教育史』上巻（東京都立教育研究所、1964）、pp. 161-163
- ※ 38 『東京都教育史』通史編四（東京都立教育研究所、1997）、pp. 1210-1211
- ※ 39 前掲「都小視研40周年前史」、p. 9
- ※ 40 前掲『東京都学校視聴覚教育70年のあゆみ』、p. 10
- ※ 41 『目黒区教育百年のあゆみ』（東京都目黒区教育委員会、1986）、p. 786。前掲『東京都学校視聴覚教育70年のあゆみ』、pp. 32-33

- ※ 42 東京都目黒区教育課指導部・目黒区教育会視聴覚教育研究協議会編『目黒区に於ける視聴覚教育の実践』（東京都目黒区役所教育課、1950）、pp. 15-22
- ※ 43 『東京都の教育』昭和30年版（昭和29年年報）（東京都教育委員会、1955）、p. 207
- ※ 44 『視聴覚教育の在り方』（関東視聴覚ライブラリー委員会、1952）、p. 166
- ※ 45 『昭和28年度 社会教育振興対策』（東京都教育庁社会教育部、[1953]）、p. 18。前掲『昭和20年代の東京都の社会教育資料集』収録
- ※ 46 同上
- ※ 47 『東京都の教育』昭和34年版（東京都教育委員会、1960）、p. 317。確認できるものだけでも、1960年代までに、社会教育用が42タイトル、学校教育用は34タイトルが製作されている。
- ※ 48 高萩竜太郎「視聴覚教育の地位を確立した活動期」『都小視研50年の歩み』（東京都小学校視聴覚教育研究会、2011）、p. 322
- ※ 49 「東京都文化スライド」は1963年より「東京都広報スライド」と名称を変更しているが、本稿では後者も含め同一シリーズとして扱う。
- ※ 50 文化スライドの基本事項に関しては、『都史資料集成Ⅱ 図録東京都政1』収録「解説」もあわせて確認されたい。
- ※ 51 東京都都民室『昭和27年度 新規事業明細書』（東京都公文書館所蔵）
- ※ 52 例えば、東京都文化スライド第1集「東京の人口」（1952年6月製作）スライド解説書では、スライドのねらいとして、「小学校の高学年、中学校の生徒を対象にして、主として“社会科”学習の中でとり入れられて利用されたら有効であろうと考えてそうした角度にアングルをおいて編集した」と記されている。
- ※ 53 『東京都政概要』昭和27年版（東京都、1953）、p. 168
- ※ 54 『東京都政概要1957』（東京都、1958）、p. 172
- ※ 55 『東京都政概要1959』（東京都、1960）、p. 201
- ※ 56 『東京都政概要1961』（東京都、1962）、p. 267
- ※ 57 『東京都政概要』昭和39年版（東京都、1964）、p. 269
- ※ 58 『東京都統計年鑑』は次のサイトを参照。<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/index.htm>
- ※ 59 戦時下の東京市および東京都が実施した広報活動については、『戦時下「都庁」の広報活動』（都史紀要36）（東京都公文書館、1995）参照
- ※ 60 『東京都政五十年史』事業史Ⅲ（東京都、1994）、p. 299
- ※ 61 『都政十年史』（東京都、1954）p. 550。なお、壁新聞版『東京都お知らせ』のうち、一部の記事が『都史資料集成Ⅱ』第2巻（東京都公文書館、2015）に収録されている。
- ※ 62 『都民と都政の歩み——東京20年』（東京都、1965）、p. 324
- ※ 63 前掲『都政十年史』、p. 550
- ※ 64 「知事室処務規程」（東京都訓令甲第167号）『東京都公報』1949年11月9日号。知事室参与は局長級と位置づけられている。また、『広報活動の概要』（1950年4月1日作成）（東京都公文書館所蔵）によると、参与は吏員に含まず、「一級待遇」の「臨時職員」であるとされている（p. 1）。
- ※ 65 磯村英一『東京都知事』（潮出版社、1966）、p. 25
- ※ 66 前掲『都政十年史』、pp. 550-551
- ※ 67 『広報活動の在り方』（関東ブロック広報主管者協議会、1951）、pp. 62-65。前掲『広報活動の概要』、pp. 7-8
- ※ 68 都道府県広報主管者会議編『広報十年』（全国知事会、1959）、pp. 3-4
- ※ 69 武富巳一郎『都政に生きる』（原口印刷、1963）、p. 77
- ※ 70 前掲『東京都知事』、pp. 6-7

- ※ 71 磯村英一『私の昭和史』（中央法規出版、1985）、pp. 141-144
- ※ 72 前掲『都政十年史』、p. 551
- ※ 73 前掲『東京都政概要』昭和27年版、p. 166
- ※ 74 「都民室事務事業並びに要員計画」（1951年作成）（東京都公文書館所蔵）
- ※ 75 「東京都都民室処務細則」（都総庶第39号）『東京都公報』1952年12月4日付（第1004号）
- ※ 76 『東京都職員名簿』昭和28年2月10日現在（東京都、1953）、p. 87
- ※ 77 『ぶろふいる集』（東京都新聞社、1954）、p. 221。初出は『東京都新聞』1953年10月20日号
- ※ 78 前出『ぶろふいる集』掲載の人物評には「ちよつと方面ちがいのような仕事でも結構こなしている」ともあり、広報業務に精通する「専門家」ではなかったこともわかる。
- ※ 79 『都映協35年史』（東京都映画協会、1984）、pp. 1-4
- ※ 80 部制を導入する1952年11月まで、広報部の長には同部専管の知事室主幹および都民室主幹をあてた。
- ※ 81 『文部省企画・製作教育映画幻燈録音教材目録』（文部省社会教育局視聴覚教育課、1957）、p. 49。『視聴覚教育調査資料』第1集（文部省、1953）、pp. 3\_22-23
- ※ 82 「オリンピック東京大会普及宣伝用スライド、仮題「ローマから東京へ」の作成契約締結について」（オ企庶発第68号 1961年2月8日起案）（東京都公文書館所蔵）
- ※ 83 『広報渉外局事業概要』昭和33年版（東京都広報渉外局、1958）
- ※ 84 1961年からスライド付属書にも、「このスライドは都広報室、都教育庁、現場教官、及び作品内容に関係を持つ都庁各局の協力によって製作されています」といった注釈が明記されるようになる。これにより、広報渉外局広報部から広報室広報部へ移行した後も製作体制に大きな変化はなかったことがうかがえる。
- ※ 85 『東京都社会教育の概況』（東京都教育庁、[1952]）、p. 9。前掲『昭和20年代の東京都の社会教育資料集』収録
- ※ 86 前掲『昭和20年代の東京都の社会教育資料集』、p. 91
- ※ 87 『昭和28年度 社会教育基本方針』（東京都教育庁、[1953]）、pp. 15-16。前掲『昭和20年代の東京都の社会教育資料集』収録
- ※ 88 『視聴覚教育資料1957』（東京都教育庁視覚教育課、1957）
- ※ 89 前掲『昭和28年度 社会教育振興対策』、p. 18
- ※ 90 『昭和29年度 社会教育の基本方針』（東京都教育庁、[1954]）、p. 30。前掲『昭和20年代の東京都の社会教育資料集』収録
- ※ 91 前掲『東京都の教育』昭和30年版、p. 207
- ※ 92 『東京都の教育』昭和32年版（東京都教育委員会、1957）、p. 249
- ※ 93 同上
- ※ 94 『広報室事業概要』昭和38年度版（広報室広報部庶務課、1963）、p. 22
- ※ 95 『広報室事業概要』昭和41年度版（広報室広報部庶務課、1966）、p. 12

## 【研究ノート】

### レコード原盤の音声復元

### 東京市作成 紀元2600年記念レコード

東京都公文書館 史料編さん係  
長谷川 怜

#### はじめに

昭和15年（1940）は神武天皇の即位から2600年<sup>※1</sup>にあたりとされ、その年にむけて記念行事が全国で計画・実際された。東京では万国博覧会の開催と第12回オリンピックの招致が決定し、種々の準備が進められたが日中戦争の勃発により共に中止となった<sup>※2</sup>。

2つの大きな事業が中止となっても、<sup>きゅうじょう</sup>宮城（皇居）外苑の整備が市民の勤労働員によって行われた。文化の面では紀元2600年を奉祝する歌が作られて大流行し、神武天皇を祀る<sup>かしはら</sup>奈良県の橿原神宮を参拝するツアーが行われたりしたほか、「皇国史」を扱った書籍が大量に出版され、また『日本書紀』に登場する「金鵄」をあしらった様々なデザインが巷にあふれた。国内は“紀元2600年ブーム”に覆われた。日中戦争は勃発から3年を経過し泥沼の様相を呈していた。物資の統制が徐々に始まり、銃後の世相は暗いものになりつつあったが、紀元2600年事業は束の間の明るい雰囲気<sup>※3</sup>を国内に生み出したのである。

紀元2600年＝昭和15年11月10日に政府が皇居外苑で大規模な奉祝会を行い、13日<sup>※4</sup>に紀元二千六百年東京市奉祝会が明治神宮外苑競技場で開催された。奉祝会は式典、陸上競技、奉祝演技などで構成され、午前9時から午後6時まで丸一日かけて実施される盛大なものであった。



海外向け万博ポスター図案（個人蔵）



紀元二千六百年東京市奉祝会の様子  
（『東京市紀元二千六百年奉祝記念事業誌』）

この式典に際して東京市が製作した記念レコードの金属原盤が東京都公文書館に保存されている。当館では、平成27年（2015）に開催した戦後70年記念企画展示「戦時下の東京文書が伝える戦争の時代」の準備過程でこれらレコードの音源復元（デジタル化）を行いその一部を会場で公開した。

本稿では、それぞれのレコードの内容等を紹介すると共に、どのようにレコードの音源復元を行ったのか、また音声資料の保存・公開の展望などを報告する。

## 1 東京市作成 紀元2600年記念レコードとは



東京市作成 紀元2600年記念レコード

東京市が紀元2600年に際して作成したレコードは5枚あり、当館ではその金属原盤（詳細は後述）を所蔵している。盤は1枚ずつ紙製のケースに収めてあり、さらに平たい木製の箱に入れられている。それら5つの箱は扉の付いた大箱に入っている。

当館には2セット、計10枚が保管されている。レコードのタイトルは以下の通りである。

- ①紀元二千七百年の帝都市民に贈るの辞（上） 東京市長 大久保留次郎
- ②紀元二千七百年の帝都市民に贈るの辞（下） 東京市長 大久保留次郎
- ③奉祝国民歌 紀元二千六百年 増田好生作詞 紀元二千六百年奉祝会
- ④紀元二千六百年頌歌 東京音楽学校作曲
- ⑤東京市制定 東京市歌 高田耕甫作詩・山田耕筰作曲・飯田信夫編曲

①および②は、当時の東京市長である大久保留次郎が、紀元二千六百年東京市奉祝会の閉幕に際し行った演説を録音したものである<sup>※5</sup>。

演説原稿は、昭和15年（1940）10月28日に任命された東京市市民局長を委員長とする起草委員が作成・推敲し、11月5日に文案を決定して市長に報告した。本文の校閲には幸田露伴が関わっている<sup>※6</sup>。タイトルの「紀元二千七百年…」は誤植ではなく、100年後＝紀元



大久保留次郎



大久保による演説

2700年（西暦2040年）の東京市民に呼びかけるという趣旨を表したものである。いわば、言葉のタイムカプセル<sup>※7</sup>であり、特別な意味をもって録音と保存が行われたとみなすことができる。

当時は日中戦争中であり、また太平洋戦争勃発の1年前という時局を反映する用語も使われているが、趣旨としては維新以来、東京は大きく発展を続けてきており、100年後はより大きな都市として成長していることを期待するといった内容である。その全文は以下の通りである。

光輝ある紀元二千六百年に当り、帝都七百万市民奉祝の至情を捧げんが為、今日昭和十五年十一月十三日、明治神宮外苑に於て行ひました紀元二千六百年東京市奉祝会は、絶大なる栄光と感激の裡に今その幕を下さうとして居ります。

この奉祝会は畏くも 賀陽宮同妃両殿下の台臨を仰ぎ奉り、樞原神宮より御神火を迎へ、十万の市民代表が参列していと厳肅且つ盛大に挙行せられました。この式典に於て帝都市民は、無上の歓喜と感激の情を披瀝し、遠く肇国立礎の聖業を仰ぎ、燦爛たる二千六百年の国史を回顧し、昭和聖代の盛運を奉頌すると共に、天壤無窮の皇運を扶翼し奉るの国民的自覚を愈新たに致しました。続いて行ひました運動競技芸術演技に於ては、莊嚴華麗なる絵巻物を繰り広げて帝都市民の旺盛なる意気と力とを發揚したのであります。

今や世界は史上空前なる大轉換の過程にあります。この秋に当り<sup>※8</sup>大日本帝国は、御稜威の下に、外に対しては善隣の大徳を敦うし、内に在りては新体制を樹立し、大東亜共栄圏の確立、世界新秩序の建設に邁進して居ります。わが東京市はこの曠古の時局に対処して愈々決意を強固にし、挙市一体、大政翼賛の臣道実践に力<sup>※9</sup>を竭して居ります。

顧ればわが東京市は、明治維新王政復古と共に帝国の首都と定められ爾来明治大正を通じ、日本文化の中心を為して一大発展を遂げ、更に昭和の現代に於ては、大東亜共栄圏の中樞拠点として新しき東亜の黎明に参じ、日滿華三国の大都市と友好提携の実を挙げ、興亜推進の枢軸を支持しつつあるのでありますが、将来必ずや肇国の大理想は成就せられ、世界文化の最高座に着くべき日のあることを確信して居るのであります。

茲に敬虔親愛の情を以て百年の後、わが帝都、わが<sup>※10</sup>大日本帝国、更に進んでは世界の運命を担はるべき後代の帝都市民諸君に対して、この紀元二千六百年に於ける帝都市民不拔の信念を申し贈り、諸君の偉大なる経綸に依り更にこれを昂揚し、發展せしめられんことを冀つて已みません<sup>※11</sup> ※旧漢字は新字に直した ルビは筆者による

③「奉祝国民歌 紀元二千六百年」は、歌詞・曲ともに一般公募で作られた曲である。選ばれた歌詞は神保町で教科書店を営む増田好生、曲は音楽教師を経て作曲家に転身した森義八郎による。本曲は広く全国で歌われ、現在でも知られている。また④「紀元二千六百年頌歌」は紀元二千六百年奉祝会<sup>※12</sup>により式典用に作成された公式曲である。

⑤「東京市歌」はその名の通り東京市の歌であり、大正10年（1921）に後藤新平の発案で公募され、2年後の大正12年に選定された。東京市が主催する行事などで演奏された。③、⑤の曲は閉会式で斉唱され、④は開会式で斉唱された。式典を記録する音声資料という意味合いもあり、市長の演説に添える形で原盤保存が行われたものであろう。

## 2 レコードの歴史と製造方法

ここでレコードの歴史を簡単に振り返りつつ、当館所蔵の金属原盤の詳細を明らかにするため製造方法に関する解説を加えておきたい。

レコードの起源は、「発明王」として知られるトーマス・エジソンが1877年に開発したフォノグラフ（phonograph）である<sup>※13</sup>。これは錫箔を巻いた真鍮製の円筒に溝を刻むことで録音する仕組みである。次いで、1885年にテインターとベルがボール紙で作った円筒に塗った蠟に溝を刻み録音するグラフフォン（graphophon）を開発した。さらに1887年、エミール・ベルリナーによってグラモフォン（gramophone）が製作された。これは、蠟を塗布した亜鉛盤に螺旋状に溝を刻んでいく方式のものであり、それまでの筒状から円盤を用いるという点で後のレコードの先駆けとなるものであった。だが、これがすぐに実用化されたとは言いがたく、開発者たちによる改良が加えられた。当初の亜鉛盤に溝を刻む方式では亜鉛の腐食を防ぐために酸処理が施されていたが、音質は極めて悪かった。それを改良したのがジョンソンで、蠟の溝にメッキしてプレス用原盤を作成、シェラック（後述）にプレスする方法を取り入れ、これがSP<sup>※14</sup>レコードの元祖となった<sup>※15</sup>。

エジソンのフォノグラフが日本で公開されたのは1879年（明治12年）である。相当早い時期に日本人は「言葉をしまつて置く機械」に接したといえる。その後、グラフフォンも日本に入り、1892年（明治25年）に国産品が登場している。そして明治36年（1903）にグラモフォンの輸入販売が開始された。当時は「平円盤」と呼ばれた<sup>※16</sup>。

国産レコードの生産が始まるのは、明治43年（1910）に米国資本の日本蓄音器商会（後の日本コロムビア）が設立されてからである。また、この年から片面だったレコードは両面になっている。草々期の国産レコードの売り上げは明治天皇崩御に伴う諒闇で捗々しくなかったが、大正時代に入ると関東・関西で次々とレコード会社が設立され、「日本のレコード産業の生成期」となった<sup>※17</sup>。1914年（大正3年）に大流行した「カチューシャの歌」のレコードを皮切りに、歌謡曲、民謡、唱歌、西洋音楽（クラシック、ジャズなど）といったあらゆるジャンルのレコードが販売されるようになっていった。音楽文化の豊かさがレコード市場を大きくしたといえる<sup>※18</sup>。それに加え、1925年に電気吹込みが実現したこともレコードの活況に新たな展開をもたらしている。それはマイクロフォンとスピーカーで音波を電気振動に変換するものであり、録音できる音域が拡大したのである。こうして、1925年までにレコードの技術や録音される音楽のジャンルは最盛期を迎え、その後のLPレコード開発の前提となるのである。

これまでも書いたように、レコードは盤面に刻まれた溝に針を載せ振動を音に変換する記録媒体である。記録にあたっては、初期は蠟を塗布した亜鉛盤、後に厚さ約2センチの蠟盤が原盤として用いられ、サファイアの針で盤面に平行に溝が刻まれた（1945年からアルミニウム盤にニトロセルロース系ラッカーを塗った盤が用いられるようになり、それがレコード原盤の主流となる）。蠟盤またはラッカーは柔らかく耐久性がないため、大量生産するためには金属の型を作らねばならない。銀のメッキを施した上にさらにニッケルをメッキし、それをはがすと溝が逆転した型を得ることができる。この型をメタルマスターと呼ぶ。メタルマスターは凸型にあたるもので、これをプレスすることでレコードを作ることができるが、通常はメタルマスターをプレスに用いることはない。というのは、柔らかいラッカーから取ることのできる金型は数が限られており、プレスの繰り返しでメタルマスターが劣化

した場合、音質が低下するからである。そのため、メタルマスターにメッキして型を取ったメタルマザーを作製、さらにメタルマザーをメッキして型取りしたスタンパーを作るという2つの工程を経て、レコード盤にプレスしようやく完成となる。〈下図参照〉

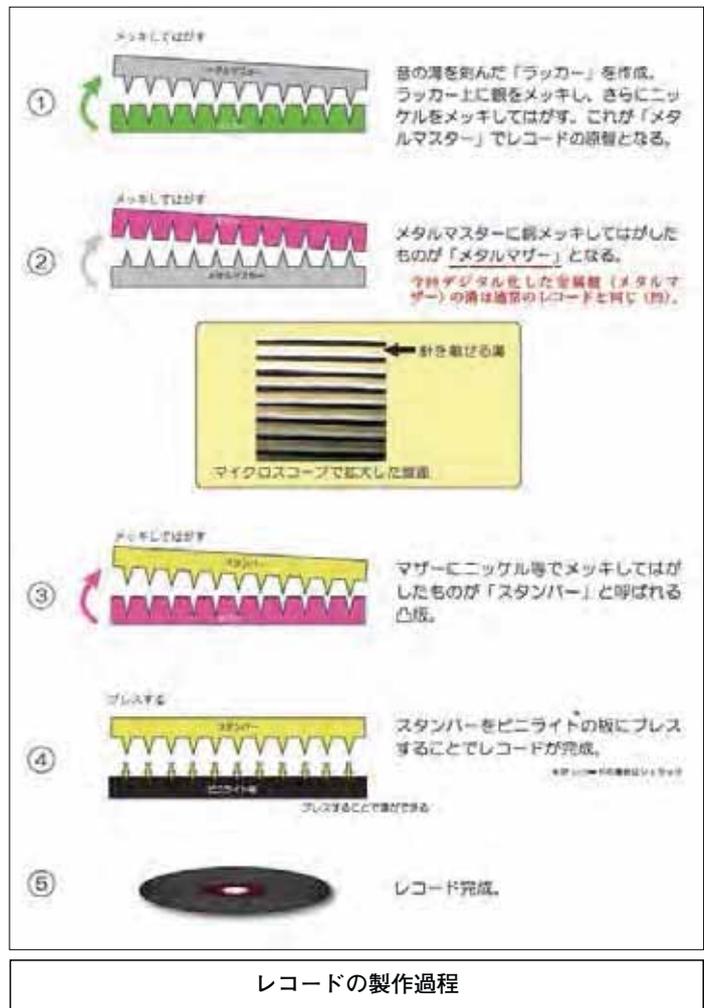
SPレコードの素材は微小な昆虫であるラックカイガラムシの分泌するシェラック(shellac)と呼ばれる樹脂である<sup>\*19</sup>。シェラックは人体に無害で加工が容易だが、固く弾力がないため破損しやすいという欠点がある。

このようなレコードの作成過程を考えると、東京市が主催した記念事業の公式な記録盤としては壊れやすいシェラックは不適合であったことが分かる。そのため、通常のレコードと同じ凹型溝を持ち（蓄音機で再生することができる）、容易には破損しないメタルマザーが保存用として残されたと考えられる。

### 3 金属原盤デジタル化の試み

レコード製作に関する当時の公文書や契約関係書類は残されていない。また、金属原盤が当館にもたらされた経緯や引継ぎに関する詳細も不明であるが、東京都公文書館の前身である都政史料館から持ち込まれたものと推定される。そのため、当初は木箱に入った“銀色のレコード”がどのようなものであるのか判然としなかった。

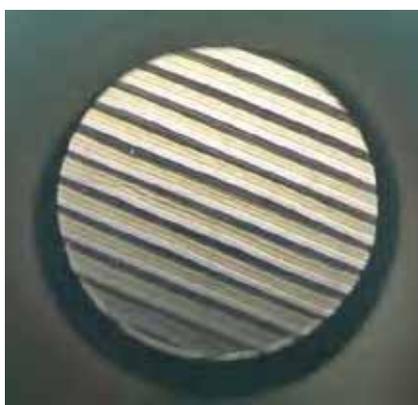
まずレコードの作成方法を調べたところ、これが金属原盤であることが判明し、また紀元2600年記念事業式典に関する調査の過程で、大久保市長が演説した「紀元



二千七百年の帝都市民に与ふる辞」が録音されたことが分かった<sup>\*20</sup>。こうして、金属原盤の正体と由来が明らかとなった。

当館では平成27年8月に戦後70年を記念する展示を企画していた。その展示構成の中では紀元2600年関連事業も扱う予定であったため、金属原盤のデジタル化と展示室における公開を行う計画が立てられた。しかし、肉眼では盤面の溝が凸型（メタルマスター）なのか凹型（メタルマザー）なのか判断することができなかった。音溝の幅は約170ミクロンしかないためである<sup>\*21</sup>。

もしメタルマスターであれば通常の針を載せたとして



マイクロスコープで見た盤面の音溝

も、溝が逆であるため録音された音を聴くことはできない<sup>※22</sup>。そこで、金属原盤の種類の特定と、デジタル化の可否についてJVCケンウッド・ビクターエンタテインメントの協力を仰ぐこととなった。同社を選定したのは、そもそも当館所蔵原盤が戦前のビクターによ



金属原盤の再生

て製作されたものであったこと、また同社がSPレコードや原盤のデジタル化に関する知見と技術を持っているためである。同社が金属原盤をマイクロスコープで確認した結果、メタルマザーであることが判明した。そのため、通常の針・プレーヤーでの再生を実施することとなった。

当初、針を盤面に載せることによる摩耗を防ぐため、レーザーを用いた非接触型プレーヤーの使用を検討した。しかし金属原盤は光の反射

率が高くレーザーでは溝を読み込めない可能性があることから使用せず、LPプレーヤーおよびほぼ同時代の蓄音機であるビクトローラ・クレデンザ (Victrola Credenza) で再生・録音を行った。

クレデンザは1925年にビクターがアメリカで発売した高級蓄音機として知られている。上部に回転台があり、音の出るラッパは本体内部に置かれている（再生時には正面下部の扉を開く）。音の振動を電気信号に変換するデジタルプレーヤーではなく、あえて蓄音機を用いた音も採取した

のは、当時の人々が耳にした音で同時代の雰囲気再現しようとしたためである。

なお、クレデンザでの金属原盤再生にあたっては竹針を用い音溝の摩耗を防いでいる。

デジタル化事業に際しては、金属原盤だけでなく当館所蔵のSPレコードもその対象とした。内訳は以下である。

- ・ A面 東京市聯合防護団撰定 防護団々歌（北原白秋作詞、陸軍戸山学校軍楽隊作曲）
- B面 防空行進曲（陸軍戸山学校軍楽隊作曲）
- ・ A面 選挙肅正ニ就イテ帝都市民諸君ニ懇フ（牛塚東京市長講演）



ビクトローラ・クレデンザ



竹針によるレコード再生

- ・ A面 東京市市民文化レコード第12輯 みんな朗らかで親切に（東京市報道課）  
B面 同上 れいれいれいのれいれいれい（東京市報道課）



S Pレコードの再生風景

これらのレコードについては、タイトルから内容が想像できないものもあるため、それぞれ簡単な解説を加えておく。

「防護団々歌」、「防空行進曲」は防空活動を行う民間団体である防護団のために作られた曲である。防護団は昭和7年（1932）に陸軍の指導下に結成された組織で、後に防空法が制定されると防空は内務省の管轄に入り、防護団は消防組に吸収され警防団と名

を変えた。これらの曲は防空演習の際などに士気を高めるため演奏されたものであろう。

「選挙肅正ニ就イテ帝都市民諸君ニ懇フ」ほか3枚のレコードは、東京市が市政に対する市民の理解を深め、また納税や選挙について啓発するために作成したもので、市長の講演、曲とナレーションの組み合わせやドラマ形式で市政の重要な事項を解説する内容である。「れいれいれいのれいれいれい」は、市民に納税を励行するよう啓発する内容のレコードである。「れいれいれいの…」はゼロが多く並ぶ様を表しており、1億円、100億円といった「べらぼうな」金額が戦争遂行のために必要であることが話中の登場人物の口から語られるのである。

#### 4 音源の公開と館における原盤・S Pレコードの保存

デジタルデータの形式は非圧縮のWAVおよび圧縮したMP3の2種類を採用した。そして音源の公開にあたっては容量の軽いMP3を用い、それぞれの音源に関連画像を合わせたDVDを作成した。

このDVDは、平成27年8月に当館で開催した展示「戦時下の東京 文書が伝える戦争の時代」において公開した。ループ形式で再生し、観覧者はヘッドフォンで音を聴くことができた。

デジタル化した原盤およびS Pレコードは、当館においては文書を保存する収蔵庫に収めてあるのは勿論であるが、特にS Pレコードはポケット式のレコードファイル（戦時中のもの）に入れ平置きにしている。取り出しに際しては、ファイルを平置きにしたままであると、ノドの部分にレコードが



関連画像を入れた DVD 画面



金属原盤の展示と DVD 上映の様子

挟まり破損する恐れがあるため、必ず垂直に立てて出納するなど細かい点でも破損防止を徹底している。

### おわりに

シュラックを素材としたSPレコードはもろく、劣化・ひび割れ・欠け等によって現在までに失われたものも多い。現存しないレコード会社の原盤は戦災で焼けたり散逸した結果、現在では全く消失してしまったものもあるだろう。今後、ますますSPレコー

ドの音源は失われていく可能性があり、後世へいかに継承していくかが懸念されている。そこで、「文化的資産であるこれらの原盤を保存し、広く国民に公開、伝承することをもって、日本の文化と音楽産業界の発展に寄与する」<sup>※23</sup> ために平成19年に発足したのが歴史的音盤アーカイブ推進協議会（HiRAC: Historical Records Archive Promotion Conference）である。同組織は原盤およびSP盤に記録された音のデジタル化を行い、その成果を平成23年から国立国会図書館「歴史的音源（れきおん）」として公開している。デジタル化が行われた音源は平成27年現在で約5万件に上る<sup>※24</sup>。

また、NHKによる「戦時録音資料」<sup>※25</sup> もSPレコードのデジタルアーカイブズの事例である。日本放送協会は昭和16年11月に国会で行われた東条英機首相の演説を録音レラジオで放送した。これが最初の国会の録音放送であり、以後演説や戦況報道がSP盤に記録され、放送に使われた。NHK浜松支局に約16,000枚のSP盤が保存されており、それらをデジタル化したものの一部が「戦争証言アーカイブズ」の中で公開されている<sup>※26</sup>。

その他、SPレコードのデジタルアーカイブズとしては京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センターがある。同センターでは1700件以上の音源をアーカイブしており、一部はホームページ上のデータベースから視聴することができる<sup>※27</sup>。SPレコードと蓄音機を保存する規模の大きな施設として金沢蓄音機館の存在も忘れてはならないだろう。

このように、レコードのデジタル化や保存事業を行う組織・施設は複数存在するが、完全にかつての音源が保存・復元できているわけではない。ある統計によればSPレコードはかつて約10万音源あったが、約半数が原盤としてレコード会社に残るものの、残り約5万音源のうち一部が資料館や放送局等に保存されるのみであるという<sup>※28</sup>。今回当館がデジタル化した曲のうち、当時多くのレコードが販売されていた「奉祝国民歌 紀元二千六百年」、「紀元二千六百年頌歌」、「東京市歌」を除いては「歴史的音源」等でのデジタル化は行われていない。特に、大久保の演説は100年後に残すことを目的にして作成された金属原盤が当館に残っているだけであると考えられる。今回のデジタル化事業は、SP盤の音源を新たに複数よみがえらせるという成果を得たのである。

ピエール・ジロトーは『レコードのできるまで』の「レコードの将来」という章において、新たに出現した記録媒体であるテープとレコードが競合関係にあることを述べつつも、「近い将来世間を驚かすような変化がおこることはまずないだろうから…現在おもちになっておられるレコードと再生装置だけでなく、これから購入されるものも、今後長い間使用することができる」<sup>※29</sup>と書いた。だが、CDの前身となる光学メディアの発明は早くも1960年代に行われ、CDが実用品として販売されたのは1982年である。ジロトーの“予言”は残念ながらも中せず、音声記録媒体の進歩は急速であった。現在に至っては、インターネットからのダウンロードがCDの売り上げを上回るジャンルもある。こうしたことを考えると、1940年から100年後に向けて残された大久保市長の演説をデジタル化して聞くことができたのは奇跡と言うほどではないにせよ、非常に運がよかったといえる。

そもそもレコードを所蔵している当館においても再生機器を備えておらず、それは一般家庭においてもほとんどの場合同様である。もちろん、音楽愛好家や専門業者の手にかかればレコードの再生は容易であるかもしれないが、そうした状況が今後続くという保証はないのである。

今求められるのは、正にH i R A Cの取り組みのように、再生技術が失われないうちに、そしてレコードが良好な状態で保存されているうちにデジタル化し、未来へ音源を残す努力である。しかし、デジタル化したデータが理論上は劣化することはないとはいえ、例えば100年後、200年後にWAVやMP3などの音声データ記述のフォーマットが再生できるとは限らない。今後の技術や再生機器等の進化・発達に伴い、デジタルデータ自体も更新していく必要がある。現時点においてデジタル化が完了したからといって、音源が永久に保存されたことにはならないという認識を持たねばならない。

金属原盤のデジタル化事業は、単に音源保存という枠を超えて、有形無形の「資料」を未来へ長く伝えるための方法について改めて考える機会ともなった。

\*引用資料の中には、現在の観点からすると不適当な用語・表現が含まれている場合がありますが、歴史資料としてそのまま掲載しています。

---

※1 神武天皇即位の年は、『日本書紀』の記述にある「辛酉年春正月庚辰朔」を中国由来の讖緯説（予言）によって推古天皇9年から1260年さかのぼって設定されており、紀元前660年にあたる。

※2 2つの事業に関しては、夫馬信一『幻の東京五輪・万博1940』（原書房、2016）に詳しい。

※3 紀元2600年事業が戦時下の人々に東の間の楽しみをもたらしたことを分析した研究がケネス・ルオフ（木村剛久訳）『紀元二千六百年 消費と観光のナショナリズム』（朝日選書、2010）である。

※4 本来は12日に開催される予定であったが、雨天のため翌日に順延され13日となった。

※5 SPレコードは1枚あたり5分程度しか録音することが出来ないため、演説は上下に分けて収録されている。

※6 『東京市紀元二千六百年奉祝記念事業志』（東京市市民局記念事業部、1941）。

※7 紀元2600年を記念するタイムカプセルが実際に造られている。1939年（昭和14年）、新聞之新聞社社長の式正次が「紀元二千六百年を永遠に記念せんがために」発案し、翌年長野県茅野市に竣工した紀元二千六百年文化柱である。この中には新聞や書籍、ポスター、パンフレット、写真、レコードなど「文化物」が収められており、2040年（＝紀元2700年）に開封されることになっている。収められた品は新聞之新聞社編集部『紀元二千六百年文化柱総目録』（新

- 聞之新聞社、1940）で確認できる。坂上英伸『モノメントの20世紀 タイムカプセルが伝える〈記録〉と〈記憶〉』（吉川弘文館、2015）では紀元2600年のタイムカプセルについて詳細に分析しているほか、東京市作成金属原盤のことにも触れている。
- ※8 起草された原稿では「当り」だが、大久保の演説では「当って」となっている。
  - ※9 演説では「全力」となっている。
  - ※10 演説では2つ目の「わが」が抜けている。
  - ※11 本文は前掲『東京市紀元二千六百年奉祝記念事業志』および『市政週報』85号（1940年11月23日）に掲載されている。
  - ※12 紀元2600年記念行事を主導したのは、内閣に設置された紀元二千六百年祝典事務局（昭和10年）および半官半民で設立された財団である紀元二千六百年奉祝会（昭和12年）である。
  - ※13 1857年にフランスのレオン・スコットが開発したフォノトグラフ（phonautographe）は音の振動を振動盤に刻む装置で、これをレコードの起源とすることもある。
  - ※14 SPレコードはStandard Playingの略称である。1948年に従来のレコードよりも長く録音できるLP（Long Playing）レコードが開発されたことで、それまでのレコードをSPと呼称するようになった。
  - ※15 レコード草創期の歴史については、ピエール・ジロトー（門田光博訳）『レコードのできるまで』（白水社、1970 原書は1962年出版）を参照
  - ※16 倉田喜弘『日本レコード文化史』（東書選書、1992）46～47ページ
  - ※17 生明俊雄「日本レコード産業の生成期の牽引車＝日本蓄音器商會の特質と役割」（『広島経済大学経済研究論集』第30巻第1・2号、2007）5ページ
  - ※18 音楽だけでなく、政治家の演説を吹き込んだレコードの存在も忘れてはならない。大隈重信の演説レコードなどはよく知られている。
  - ※19 岳川有紀子「天然樹脂状物質シェラックの利用—正倉院宝物と薬効を中心に—」（『大阪市立科学館研究報告』20号、2010）、65ページ
  - ※20 『市政週報』85号（1940年11月23日）、14～15ページ。「昭和十五年十一月十三日紀元二千六百年東京市奉祝会に於て大久保東京市長に依つて述べられたるもので、当日現場の情景と共にレコードに録音せられ百年の後に給さるゝものである」と書かれている。
  - ※21 前掲『レコードのできるまで』、42ページ
  - ※22 「歴史的音源」の事業においてはメタルマスターからの音源採取を行うため、針を2本接合した形態の逆針を開発している。これによりメタルマスターからのデジタル化も技術的に可能となった。
  - ※23 「HiRAC 設立趣意」
  - ※24 「歴史的音源」（<http://rekion.dl.ndl.go.jp/>）で著作権の保護期間が満了となった約500件が提供され、全ての音源は国立国会図書館の施設内で聞くことができる。
  - ※25 <http://cgi2.nhk.or.jp/shogenarchives/sp/list.cgi>（2015年12月7日現在）
  - ※26 公開されている音源は、開戦時のラジオニュース、演説、勝利の記録、報告、玉音放送、その他、の категорияに分けられている。
  - ※27 SPレコードデジタルアーカイブ（[http://neptune.kcu.ac.jp/cgi-bin/kyogei/index\\_sp.cgi](http://neptune.kcu.ac.jp/cgi-bin/kyogei/index_sp.cgi)）。
  - ※28 藤本章「SP盤のデジタル化 利用と保存の両立をめざして」（『国立国会図書館月報』606号、2011年9月）4ページ
  - ※29 前掲『レコードのできるまで』、133ページ

## 【資料紹介】

「渋沢栄一氏旧蔵 松平定信関係資料」  
について東京都公文書館 史料編さん係  
西木 浩一

## 1 「松平定信関係資料」ゆかりの土地へ

平成27年8月から11月にかけて、松平定信ゆかりの地、白河市・桑名市で両市による合同特別企画展「大定信展－松平定信の軌跡－」が開催された（白河集古苑：8月8日～9月23日、桑名市博物館：10月10日～11月23日）。桑名市博物館開館30周年と白河市合併10周年を記念して開かれたこの展示は、寛政改革の主導者として知られる松平定信の生涯の足跡をたどり、大名としてあるいは老中としての取り組みと、文化人としての幅広い活動を紹介する、きわめて内容豊かなものとなった<sup>\*1</sup>。

この合同特別企画展には当館所蔵「渋沢栄一氏旧蔵 松平定信関係資料」からも絵画及び書が出展され、とりわけ、定信25歳の時の筆になる彩色豊かな大幅「関羽像」は大きな注目を集めた。

本稿では「渋沢栄一氏旧蔵 松平定信関係資料」が東京都公文書館で所蔵されるに至った経緯をご紹介していく。はじめに当該資料の全点を挙げておこう。なお当館HP上の情報検索システムから〈江戸明治期史料〉を選択し、フリーワード「松平定信」で検索実行していただくと、下記のリストとともに画像も示される。あわせてご参照願いたい。

## 《渋沢栄一氏旧蔵 松平定信関係資料》

請求番号	史料名
定信 001	楽翁公筆関羽像 天明2年（1782）
定信 002	楽翁公筆松平花月公園歌一章
定信 003	楽翁公筆文天祥忠孝二大字 忠
定信 004	楽翁公筆文天祥忠孝二大字 孝
定信 005	松平楽翁公和歌小幀
定信 006	楽翁公水鏡集
定信 007	楽翁公一行書「満招損謙受益」
定信 008	楽翁公和歌
定信 009～017	楽翁公写本徒然草 一～九
定信 018	楽翁公銅像
定信 019	青淵先生書楽翁公座右銘



図1 楽翁公筆関羽像



展示会場の風景（白河市歴史民俗資料館提供）

## 2 松平定信と渋沢栄一をつないだ七分積金の制度

東京都公文書館に松平定信関係の資料、それも絵画や書が伝えられた経緯を探ってみたい。そのキーパーソンは渋沢栄一ということになる。

近代日本の実業界に指導的役割を果たし、さらに多方面にわたる社会公共事業に足跡を残した渋沢栄一。彼が晩年に取り組んだのが松平定信の伝記を編み、その徳業を顕彰することであった。それでは渋沢はなぜ幕府老中松平定信をかくも尊崇するに至ったのだろうか。渋沢栄一の死から六年後に刊行された『楽翁公伝』自序に記された渋沢本人の言葉に拠ってみよう<sup>※2</sup>。

抑々私が漸く楽翁公に葵傾するに至ったのは、明治六年に官を辞し、第一国立銀行の経営に任じて間もなく、時の東京府知事大久保一翁氏から、江戸幕府時代からの積立金として東京府に保管せられて居る共有金、一名七分金の取締の一人に挙げられた時からである。大久保氏は幕府の重臣の一人で、徳川家が静岡県に封ぜられた時、慶喜公の御身の上を憂慮して、その御家政の整理に務め、また静岡藩政に尽力し、私が仏蘭西から帰って静岡で商法会所を起した時にも、大に庇護せられた人である。私に共有金の取締を囑託せられたのは、それらの関係からであらうが、私はこれが為め今日に至るまで、引続き東京市養育院の経営に当ることゝなった（中略）。

かく共有金は養育院の費用となったばかりでなく、その前後に於て東京の道路・橋梁・墓地・瓦斯等の施設を始め、種々の公共的の事業に用ひられて大に効果を挙げたが、私は抑々この共有金なるものは如何なる性質の金であらうかと考へて、その後養育院幹事の安達憲忠氏をしてその由来を調査せしめたところ、これこそ天明・寛政年間に於ける幕府の老中松平越中守定信、即ち楽翁公の善政の余沢であることを明かにした。

この渋沢の言葉を理解するために、定信の事績を大急ぎでたどってみよう<sup>※3</sup>。

宝暦8年（1758）12月、8代将軍徳川吉宗の第2子にあたる田安（徳川）宗武の第3子として生まれた定信（幼名賢丸）は、安永3年（1774）、白河藩松平定邦の養子に入り、天明3年（1783）10月、白河藩11万石の藩主となった。その後東北地方の飢饉に直面するも、儉約・年貢減免・物資の回送といった施策で見事に切り抜け、同7年6月、徳川御三家・一門の支持をうけて老中首座に就任する。

田沼意次失脚後の政治的空白、そして同年5月下旬に発生した江戸打ち壊しによって、將軍膝下の城下町江戸が一時無警察状態に陥るといった危機的状況の中での老中就任であった。それだけに定信の施策の柱のひとつに都市民衆層の救済が据えられることとなった。そのもっとも主要なものが、七分積金の制であった。

寛政2年（1790）4月、老中松平定信は町入用を減少させ地主の負担を軽減すると同時に、地代・店賃及び物価を下げるという包括的な案を示した。この基本方針をうけて町々からは町入用の節減額が書き上げられ、その総計は約37,000両に及んだ。寛政3年12月、この削減額の七分（70%）にあたる25,900両を積金とし、さらに幕府の差し加え金を足し、これを基金として備荒貯蓄の困窮を行うとともに、町屋敷地を担保とした低利の金融も実施していった。また積立金の管理運営に当たる事務機関は町会所と呼ばれた。

安政2年（1855）10月、大地震が江戸を襲ったが、その翌月から12月にかけて行われた救済の対象者は38万人余りで、当時の江戸町方人口のおよそ67%にも及んでいる<sup>※4</sup>。松平定信が創始した七分積金の制が都市社会政策として幕末まで機能していたことは間違いない。

ところで町会所という機構は勘定所と町奉行所から役人が「定掛」として派遣されると同時に、その資金の管理運営には10名の勘定所御用達、すなわち民間の大商人が起用されるというユニークな組織形態をとっていた。その故か、明治維新後、町奉行所の機構と機能が市政裁判所を経て東京府に吸収されていった後も町会所として存続し、一定の機能を持続させたのである。

しかし、明治5年（1872）5月に至りついに町会所は廃止される。その積立金は一時的に東京府常務掛が保管したが、8月には新たに営繕会議所が設立され、臨時の救済事業に取り組んだほか、堀や水路、河川の浚渫、道路・橋梁・水道の修繕、すなわち都市インフラに関連する営繕事業に幅広く活用されることとなっていったのである<sup>※5</sup>。

渋沢栄一は寛政改革の一環として松平定信が設置した町会所、七分積金制度の果たした役割に思いを致すとともに、その余得ともいふべき引継ぎ金が首都東京形成期の救済事業やインフラ整備にまで恩恵を与えた事実を深く感銘し、その遺徳の紹介と顕彰に努めたのであった。

渋沢栄一による定信顕彰のピークとなったのが、昭和4年（1929）6月、定信没後100年を記念して行われた「楽翁公遺徳顕彰会」の式典であろう<sup>※6</sup>。松平定信は文政12年（1829）5月13日に没しているが、これを新暦に換算したちょうど100回忌の命日が昭和4年6月14日に当たっていた。この日に向けて深川・霊巖寺にあった定信の墓が関東大震災による損傷から修繕され、14日当日は墓前での仏式の祭典、丸の内商工奨励館に場所を移しての神式による祭典に続き、渋沢栄一の挨拶と文学博士・三上参次による講演会が開催された。あわせて商工奨励館にて展覧会が開かれ、こちらは16日まで一般に公開されている。

この顕彰会は徳川宗家の徳川家達を総裁に仰ぎ、渋沢栄一が会長となり、平塚廣義東京府知事と堀切善次郎東京市長を副会長に置いていた。事務局が麹町区丸ノ内一丁目二番地・渋沢事務所に置かれていることからしても、実質的には渋沢を中心に推進された事業だった。

3日間開催された展覧会には松平家に伝わった貴重な資料から多数出品されたが、渋沢栄一も次の11点を出品している。渋沢が定信の顕彰に努める傍らその資料の収集にもあたっていたことが確認できるのである。そして現在当館に引き継がれている資料の多くがこの時の「渋沢家出品」資料であることも判明する。以下、楽翁公遺徳顕彰委員会編『楽翁公余影』に掲載された「渋沢家出品目録」とそこに付された作品解説を引用しておく。

なお、現在当館所蔵となっている資料については（ ）内に請求番号を示した。



図3 渋沢栄一肖像  
（『養育院六十年史』より）

- |   |    |               |
|---|----|---------------|
| 一、 関羽像  | 一幅 | (定信－ 001)     |
| 絹本着色密画、天明二年の作   |    |               |
| 二、 関羽像  | 一幅 |               |
| 絹本墨画、寛政七年作、將軍家齊公賛あり                                     |    |               |
| 三、 和歌条幅   | 一幅 | (定信－ 008)     |
| 絹本、吹度に松のおちはのむらしぐれ云々                                     |    |               |
| 四、 和歌横物   | 一幅 | (定信－ 002)     |
| 絹本、夏の月といふことをよめる云々                                       |    |               |
| 五、 茶器狂歌賛条   |    |               |
| 紙本、茶らくさく云々、画は文晁   |    |               |
| 六、 古語条幅   | 一幅 | (定信－ 007)     |
| 絹本、満招損謙受益   |    |               |
| 七、 和歌小幅   | 一幅 | (定信－ 005)     |
| 絹本、枕とふ夜半の（蕾）は夢なれや云々                                     |    |               |
| 八、 忠孝二大字  | 双幅 | (定信－ 003、004) |
| 紙本、文祥天の語を書かれしもの   |    |               |
| 九、 水鏡集  | 一卷 | (定信－ 006)     |
| 名所の水を集め其水にて其処の歌を書かれしもの数十種、序あり、柴野栗山所蔵                    |    |               |
| 十、 手筒   | 三巻 |               |
| 砲術市販役須藤金八に与へられし書簡数十通を集めたるものなり。以て公の斯道に於ける造詣の深きを知るに足る     |    |               |
| 十一、 草露集   | 二冊 |               |
| 公が招月庵正徹の歌集草根集より会心の歌数百首を選出手書せられしもの、自序あり、公の作歌の由来する所を知るに足る |    |               |

### 3 渋沢栄一と日本の社会福祉の原点・養育院

渋沢栄一が七分積金の制とその積立金を通じて松平定信を深く敬っていたこと、さらに関連資料の収集も行っていたことを述べてきた。しかしこれだけでは定信関係資料がなぜ東京都公文書館にあるかという答えにはつながらない。ここで次のキーワード、養育院に着目してみる必要が出てくるのである。

東京都公文書館所蔵「渋沢栄一氏旧蔵 松平定信関連資料」には小さなサイズのアルバムが添えられており、資料の写真とその資料の名称が付されている。このアルバムの最初のページには「渋沢家より東京都養育院へご寄贈目録」が貼付され、最終ページには次のような手書きの覚えが記されている。

渋沢敬三氏より東京都養育院江御寄贈の  
愛蔵品十点（本目録記載の通り）同院よ  
り当館江寄贈せらる  
昭和四拾壹年壹月貳拾貳日  
都政史料館

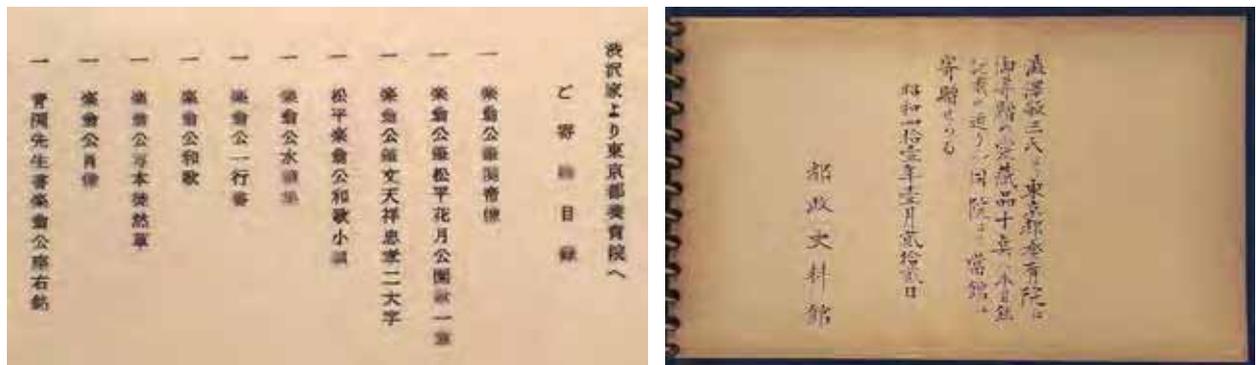


図4 東京都養育院から寄贈書類に添えられた「アルバム」の記録

ここから次のことが判明する。

- ・昭和4年の段階で渋沢家に所蔵されていた松平定信の書や絵画は、その後、渋沢栄一の孫に当たる渋沢敬三から東京都養育院へ寄贈されていたこと
- ・昭和41年1月、これらの寄贈資料が一括して東京都養育院から都政史料館へ寄贈されたこと

明治5年（1872）10月、ロシア皇太子を国賓として迎えるにあたって明治政府は帝都の体面上、乞食・浮浪者の一掃を計画し、本郷の旧加賀藩邸内に240名の人々を収容した。町会所の積立金を引き継いだ営繕会議所附属養育院がその活動を開始したのである。

その後、経営主体は東京府、名望家からなる委員会への委任、東京市、東京都へと移り、その事業内容も救貧・児童福祉・高齢者福祉・障害者福祉・看護師養成などに及び、わが国の社会福祉のあゆみを体現するような展開を遂げていった<sup>※7</sup>。

先に引用した『楽翁公伝』自序の中で渋沢栄一自身が語っていたように、明治7年11月に東京会議所（営繕会議所から改称）共有金取締を嘱託され、同時に養育院の事務を掌理して以来、昭和6年11月11日、92歳で亡くなるまで、58年の長きにわたって渋沢は養育院の管理運営に当たった。

渋沢栄一の孫に当たる渋沢敬三は、昭和19年に日本銀行総裁、戦後すぐ幣原内閣で大蔵

大臣を勤め戦後財政の処理にあたったほか、国際電信電話株式会社の初代社長に就くなど日本経済界に重きを占めた人物である。それに加えて、戦前からアチック・ミュージアム（のち日本常民文化研究所）を主宰し、民具の収集整理、日本水産史の研究を行い、日本民俗学に新たな発展をもたらしたことも知られている<sup>※8</sup>。当然、渋沢栄一と松平定信、そして養育院とのつながりを深く理解しており、おそらく祖父栄一の死後、ゆかりの深い養育院に松平定信関係の資料を寄贈されたのであろう。

その養育院からさらに寄贈を受けた都政史料館は現在の東京都公文書館の前身に当たる施設で、元の文書課四谷分室を独立させるかたちで昭和27年に設置された。ここには戦後各地に文書疎開していた歴史的公文書などが集結し、東京市時代からの編纂スタッフがその目録整備と調査研究に当たっていた。しかし、施設の老朽化、書庫の狭隘化もあり、昭和39年、新たに文書課の長期保存文書引継ぎ機能と合わせる形で公文書館の新規建設が計画され、昭和41年には着工、同43年10月に開館している<sup>※9</sup>。

つまり、養育院から定信関係資料が移されたのは、間もなく新公文書館が誕生し、適切な保存管理が可能になるという展望がもたれていた時期ということになる。おそらく資料保存利用施設ではない養育院では貴重な資料群の保存と公開に不安があるとして、新公文書館完成間近な都政史料館への移管を決意されたのではないだろうか。

こうして、先に挙げた資料群のうち、定信001から008の資料についてはおよそ次のような経緯で当館所蔵となったことが判明した。

- ・昭和4年の定信没後100年の展覧会以前に渋沢栄一の所蔵となる。
- ・渋沢栄一の没後、嫡孫の渋沢敬三から東京都（あるいは市の時代か）養育院に寄贈される。
- ・昭和41年1月22日、都政史料館に寄贈（移管）される。
- ・昭和43年10月1日、東京都公文書館設立、そのまま引き継がれる。

#### 4 「徒然草」伝来の経緯



図5 「徒然草」箱書



図6 定信筆「徒然草」9巻

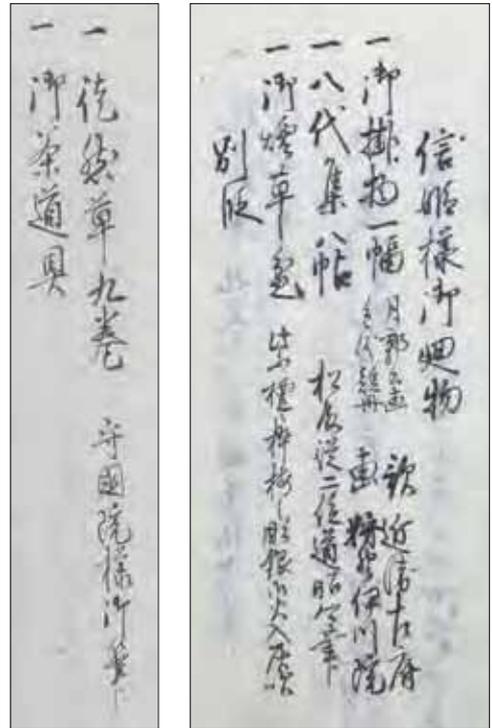
先に掲げた当館所蔵資料の一覧の内、「楽翁公銅像」（定信018）は昭和4年の楽翁公遺徳顕彰委員会による展覧会のために製作されたもので、青淵先生書楽翁公座右銘（定信019）は、定信の言葉を渋沢栄一が座右銘として書き軸装したものであり、定信自身の作品ではなかつ

た。そうすると、「楽翁公写本徒然草 一～九」（定信 009～017）だけが、昭和4年6月の  
 展覧会時に出展されていなかったことになる。この「徒然草」はどのような経緯を経て、渋  
 沢栄一旧蔵資料群に組み込まれ、現在に至ったのであろうか。

今回桑名市・白河市合同特別企画展に際して刊行された図録に松平定信の遺品分けに関す  
 る史料が翻刻・紹介された<sup>※10</sup>。「文政己丑御遺物帳写」（中京大学名古屋図書館蔵）がそれ  
 である。内野豊大氏によれば、この史料は文政12年（1829）5月13日の松平定信の死去  
 後、一族及び懇意の者、家臣などに遺品を分配した記録であり、なんらかの物を譲られたの  
 は278名にもものぼるといふ。その各人ごとにどのようなものを譲ったかが記され、品物の詳  
 細も付記されている。その中で、定信の孫で、のちに養女となり、丹波福知山藩・朽木綱条  
 の継室となっていた信姫の遺品リストに注目してみよう。

信姫様御廻物

- |                  |                             |
|------------------|-----------------------------|
| 一、御掛物一幅          | 月郭公画 歌 近衛左府<br>色紙短冊 画 狩野伊川院 |
| 一、八代集八帖          | 松殿従二位道昭卿筆                   |
| 一、御煙草盆<br>別段     | 紫檀ニ梓梅之彫銀御火入灰吹               |
| 一、徒然草九卷<br>(以下略) | 守国院様御筆                      |



文政己丑御遺物帳写（中京大学名古屋図書館）

定信の法号は守国院殿羽林少将崇蓮社天誉保徳楽翁  
 大居士であるから、定信自筆の徒然草九卷が信姫、す  
 なわち朽木家に贈られたことが確認できる。

次にこれが間違いなく現在東京都公文書館に所蔵さ  
 れている「徒然草」かどうかを確かめていこう。

まず第一の手掛かりは箱書きの記載である。

守国院様御筆

徒然くさ 九卷

このつれづれ草九卷ハ守国院君の御筆也 文化のはしめ  
 かゝせ給ひしを信姫君に贈らせ給ふへきよし有て命せられしかハ  
 このたひ参らせよと仰ことありし也  
 御表装のきれハ白河の御城下にてはしめて織し給り  
 御外題も御自書也 文政十二年九月

ここから、当館にある「徒然草」が、定信が亡くなった文政十二年九月に信姫のもとに贈  
 られたものであったことが明らかとなった。先の「文政己丑御遺物帳写」記載のものと同一  
 であることは確かであろう。

さらにこの「徒然草」が昭和4年段階で朽木家に伝えられていたことが明らかとなる。「徒

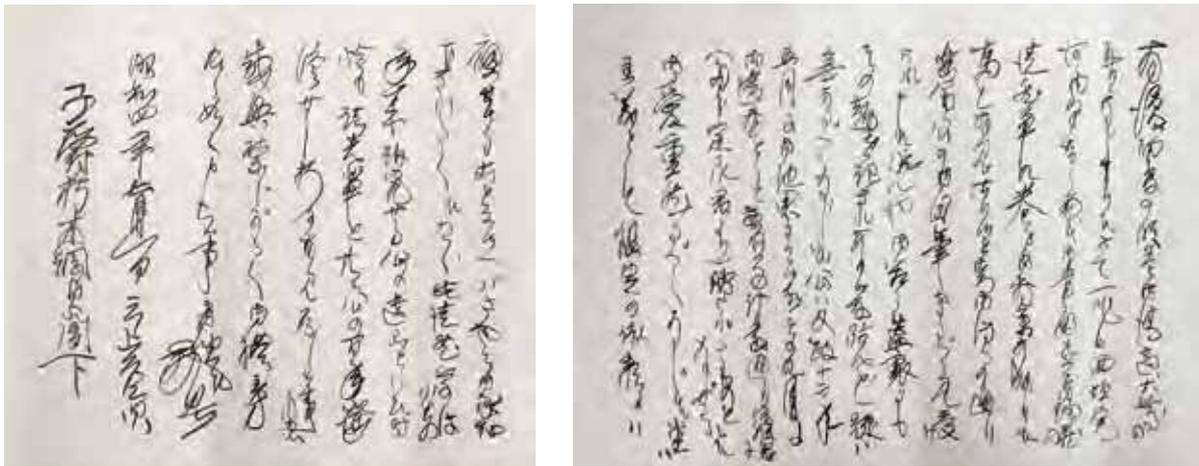


図7 朽木綱貞宛三上参次書簡

然草」9巻を収納する木箱には子爵朽木綱貞<sup>\*11</sup>のもとに届けられた三上参次からの書簡も入れられていた。その文面は以下のとおりである。

拝復初夏の候益御清適大慶の至りに存じ奉り候、さて一昨日西垣実・河内守吉之両氏御書函に御珍藏の徒然草九巻を御持参相成り候、篤と拝見仕り候ところ御伝への通り楽翁公の御自筆なるべく見受けられ申候、況んや御箱之蓋裏にもその趣を記されあり候故殆んど疑ハ無かるべく存じ候、公ハ文政十二年五月に御他界にて候故その九月に御遺物として委ねる計画通り信姫君に（多分定永君より）贈られたるものと存ぜられ候、御愛重然るべく存じ候、小生ハ主義として鑑定依頼にハ応ぜざること候へばさやう御承知下されたく候、ただ此徒然草は小生の年来訴究せる公の遺品といひ、時恰も諸先輩と共に公の百年祭を修せし折に拝見致し候事内慮幾興禁じがたく、御礼旁右之如く申入候事ニ御座候

敬具

三上参次

昭和四年七月一日

子爵朽木綱貞閣下

三上参次は近代日本史学の生みの親ともいべき歴史学者である<sup>\*12</sup>。それまで国学や漢学の一分野として論じられてきた国史を独立した学科として位置づけることを提唱し、東京大学文科大学教授として活躍すると同時に、文科大学内に設けられた史料編纂掛において『大日本史料』『大日本古文書』等編纂事業の基礎を築いたことでも知られる。明治24年（1891）に『白河楽翁公と徳川時代』を刊行しているように、当時における松平定信研究の第一人者でもあり、昭和12年に渋沢栄一の著作として公刊される『楽翁公伝』も事実上、三上参次の研究成果がベースになっている。

昭和4年6月末、子爵・朽木綱貞は朽木家に定信自筆のものとして伝来していた『徒然草』について、三上参次に鑑定を依頼し現物を見てもらった。それに関する返信がこの書簡であり、三上は鑑定はしないと断りながらも、筆跡と箱書の内容からして定信没後朽木家の室となっていた信姫に贈られたものとみて間違いのないとの所見を示している。

そして、時あたかも三上参次が渋沢栄一らと開催した「百年祭」の直後に貴重な遺品に拝した驚きと感謝を表している。

朽木氏が家蔵の「徒然草」について確認を思い立ったのもそもそも楽翁公遺徳顕彰委員会による百年祭や展覧会の動向に接したからであろう。そして展覧会終了から半月後に三上参次の確認するところとなった。その後どのような手続きを経たかは不明ながら、渋沢栄一が所蔵した定信ゆかりの資料群に加えられ、養育院を経て都政史料館＝東京都公文書館へと受け継がれてきたことになる。

## おわりに

これまでの検討から、「渋沢栄一氏旧蔵 松平定信関係資料」が当館に収蔵されるに至った経緯をおよそ明らかにすることができた。

近世を代表する改革政治家にして幅広い分野に通暁した文化人でもあった松平定信。近代日本の実業界をリードしつつ、広範な社会公共事業に尽力した渋沢栄一。この二人の巨人が、それぞれの時代の救貧社会事業であった七分積金と養育院を媒介として邂逅したところに、当該資料群が形成されたということができよう。さらに三上参次や渋沢敬三、朽木綱貞といった各分野で第一級の活躍を遂げた人物もまた、定信ゆかりの書・絵画をめぐって関わり合い、19点とはいえかけがえのない資料が今に伝えられてきた。

資料1点1点が有する歴史的文化的価値はいうまでもないが、それらが資料群を形成し伝来してきたプロセスのもつ歴史性もまた十分な価値と重みを有していたのである。

※1 桑名市・白河市合同企画展実行委員会編・刊『大定信展－松平定信の軌跡』（2015年8月）

※2 渋沢栄一『楽翁公伝』（1937年、岩波書店）

※3 主要な参考図書のみを掲げる。藤田覚『松平定信』（1993年、中央公論社）、高澤憲治『松平定信政権と寛政改革』（2008年、清文堂）、竹内誠『寛政改革の研究』（2009年、吉川弘文館）、高澤憲治『松平定信』（2012年、吉川弘文館）。また本稿では松平定信の学問と芸術について言及できないが、それらについては磯崎康彦『松平定信の生涯と芸術』（2010年、ゆまに書房）を参照されたい。

※4 吉田伸之『近世巨大都市の社会構造』（1991年、東京大学出版会）

※5 『都史紀要7 七分積金』（1960年、東京都）

※6 楽翁公遺徳顕彰委員会編『楽翁公余影』（1929年、楽翁公遺徳顕彰委員会）、渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第49巻（1963年、渋沢栄一伝記資料刊行会）

※7 東京都養育院編『養育院百年史』（1974年、東京都）

※8 『渋沢敬三』上・下（1979年・1981年、渋沢敬三伝記編纂刊行会）。またWEB上で閲覧可能な渋沢敬三記念事業実行委員会による公式サイト「渋沢敬三アーカイブ－生涯、著作、資料」が参考となる。<http://shibusawakeizo.jp>

※9 白石弘之「東京都公文書館の歴史 文書疎開から30年公開まで」（『東京都公文書館 調査研究年報（WEB版）』第1号、2015年3月、東京都公文書館）

※10 内野豊大「定信の遺品のゆくえ－『文政己丑御遺物幞写』翻刻－」（注\*1図録所収）

※11 朽木綱貞について『日本人名大辞典』より引用しておく。

明治－大正時代の軍人、化学工学者。明治8年12月生まれ。もと丹波福知山藩（京都府）藩主朽木家13代朽木為綱（もりつな）の長男。陸軍にはいり、火薬研究所所長、造兵廠（しょう）火工廠長などをつとめる。大正10年陸軍少将。火薬、毒ガス研究の権威として知られた。子爵、貴族院議員。昭和4年9月6日死去。55歳。東京帝大卒。

※12 辻善之助「三上参次先生略歴」（三上参次『江戸時代史』下巻、1944年、富山房）、中村孝也「シリーズ・近代史学を作った人々－三上参次」（『歴史教育研究』13号、1959年10月）

## 【活動報告】

東京都立中央図書館・東京都公文書館共催 東京文化財ウィーク 2015 参加企画展

# 江戸城から明治宮殿へ

## 首都東京の幕開け

東京都公文書館 史料編さん係

篠崎 佑太

### 1 展示開催の経緯

東京都は毎年「東京文化財ウィーク」として、都民に文化財を身近に感じてもらうため、都内にある文化財を一斉に公開する特別公開事業と、文化財めぐりや講座などを行う企画事業を実施している。平成27年度、東京都公文書館は企画事業として東京都立中央図書館との共催展示「江戸城から明治宮殿へ—首都東京の幕開け—」（以下、当展示）を平成27年10月31日（土）～11月15日（日）の期間で開催した。

江戸城や皇居は、現在まで江戸・東京を代表する馴染みの深い建築物であるが、その江戸から明治にいたる変遷や、現在の皇居に続く過程については知られていないことも多い。当展示では、東京都立中央図書館の所蔵する重要文化財「江戸城造営関係資料（甲良家伝来）」と明治宮殿の造営にかかわった木子家に由来する「木子文庫」、東京都公文書館の所蔵する重要文化財「東京府・東京市行政文書」を中心に、江戸城から明治宮殿への変遷を通じて江戸から東京への歩みを紹介した。そのねらいは、これまで詳しく知られていない「皇城」と「明治宮殿（宮城）」の実態や、明治初年の東京の様子を都民に知ってもらう点などにある。

本稿では、当展示で使用した史料を示し、展示構成などその概要を紹介する。また来館者へ実施したアンケートの結果をまとめ、成果と課題を総括していきたい。

### 2 展示構成と出展史料

ここでは展示構成の順に出展した史料を紹介しながら、当展示全体の概要を示していく。なお出展史料の一覧は、関連年表と共に本稿末に掲載してあるので、あわせて参照していただきたい。また本文中の展示番号は、文末の展示史料一覧に対応するものであり、各史料の詳しい情報については、図録（都立中央図書館HPにてPDFデータを公開）を参照されたい。



## 江戸から東京へ

本章では、明治政府の基盤ともなる「東京」の成り立ちや、明治天皇の行幸にともない東京で実施された祝祭や儀礼に注目して、移行期の変化の概要を紹介している。

幕末の江戸城は、安政6(1859)年10月の火事で本丸が焼失し、文久3(1863)年6月の火事で西丸が焼失した。いずれの火事の際もすぐに再建のための普請が実施された。ところが文久3年の西丸再建普請中に本丸が焼失したことによって、元治元(1864)年、一部に本丸の機能も包含した西丸が再建された。これ以降、本丸が再建されることはなく、慶応4(=明治元、1868)年正月の段階では、西丸御殿が残るのみであった。展示では幕末の江戸城の様子を示すため、太政官の役人であったにながわのりたね蜷川式胤らが中心となって撮影された写真(展示番号3)などから10枚ほどを選び、明治初年に荒廃しつつあった江戸城の様子を紹介した。

慶応4年正月に戊辰戦争が始まると、江戸では2月に上野寛永寺に徳川慶喜が謹慎し、3月に三田薩摩藩邸における政府軍参謀の西郷隆盛と勝海舟の会談を経て、4月11日に江戸城が開城された。同21日には東征大総督である有栖川宮熾仁親王が江戸城へ入城し、実質的に政府へ引き渡されていった。史料では有栖川宮が江戸城へ入城する際の町触を紹介し、その具体的な様子を示した(展示番号4)。

江戸城が新政府へ引き渡されたことに象徴されるように、新政府の方針のもと江戸もさまざまに変化していく。慶応4年7月に江戸は東京と改称され、江戸城は行宮の呼称を経て、10月13日の明治天皇の行幸にあわせて東京城と改められた。明治天皇の東幸にあたっては、東京府民へ酒3,000樽余を下賜し、町の大きさにあわせて分配された。これにあわせて家業の差し止めが命じられていたため、大いに賑わったという(展示番号5、8)。また明治天皇の大嘗祭(天皇の即位礼後、はじめて開催される新嘗祭)は、維新後の混乱もあり明治4年11月になって東京にて実施された。当日は各地の神社でも相応の神事を開催するよう命じられたほか、東京では山車なども出され祝典が催された(展示番号6、7)。

明治天皇の東幸に際しては、江戸・東京内でも多くの反発があったことが想定される。しかし一面では、紹介したような祭事・儀式に東京の人びとも多く参加しており、徐々にではあるが明治天皇、新政府という存在が浸透していった様子を見とることができるだろう。



御酒頂戴(展示番号8)

## 明治政府と皇城

第1章では江戸から東京への移行について、新政府軍の進軍や明治天皇の東幸などを紹介した。本章では江戸城から東京城・皇城への変遷や東京の変化について紹介していきたい。

明治天皇の東幸に際して改称された東京城は、明治2年3月の再幸にともなって皇城と改められた。これに前後して皇城内に政府組織の整備がすすめられる。明治元年閏4月の政体書によって「天下ノ権力総テコレヲ太政官ニ帰ス」とされ、太政官が政府の意思決定機関と定められ、明治2年の再幸を前に太政官は二条城から皇城へ移された。その後、皇城内には宮内省などが設置され、各省が太政官へ上申する際の控室や府藩県官員の控室も設けられている。これまで格式や役職などによって割り振られていた江戸城西丸の各部屋は、明治政府の役職や省庁・府藩県の控室に当てられていたのである。展示では、明治2年8月の様子を示すと考えられる「皇城絵図面」（展示番号13）と幕末期の江戸城西丸の様子を表した「江戸城西丸仮御殿御表向御中奥大奥向総地絵図」（展示番号12）を並べて展示し、江戸城内の黒書院が太政官に、御三家の詰間が外務省の控室などその変遷を理解しやすいように示した。

明治2年の再幸前に、皇城には宮中三殿が増設され、同年10月には皇后（昭憲皇太后）も東京へ行啓され皇城に入るなど、明治天皇の居所として整備が進められる。その様子は、「皇居御造営誌下調図」から明治元年10月、同2年3月の皇城（東京城）の図面を示し増築の様子を紹介した（展示番号14）。



展示風景（第2章）

これらの行幸行啓にあわせて、多くの公家も東京へ移住した。展示ではまず公家が見た江戸の様子を示すために、明治天皇の外祖父である中山忠能なかやまただやすが明治元年10月に江戸から京都に宛てた手紙を紹介した（展示番号21）。幕末の江戸城は本丸機能も併せて作られた手

狭な西丸が政庁であったが、中山にすれば広く大そう成るものとして映った点は、武家側との認識の違いが判明し興味深い。また公家の住居について、明治政府は東京府を經由して旗本の屋敷などを上地しており、それを貸し与えていたようである。明治5年には、公家華族が東京府の貫属になるにあたって東京か京都の屋敷地のどちらかを選ばせるなどの対応をしている（展示番号18～20）。

これら皇城や町々の変化からは、江戸時代と異なる都市空間が東京に醸成されていったことを指摘できるだろう。

## 移り変わる東京の政治空間

明治2年以降、徐々に整備されていった東京の都市空間であったが、明治6年5月に起きた火災で皇城とその一帯が焼失したことにより一変する。天皇の居所は、赤坂にあった紀州

徳川家の屋敷を利用して赤坂仮皇居として整備された。本章では、この仮皇居の様子について紹介している。

皇城内にあった宮内省は仮皇居内に設置され、明治10年には一時離れていた太政官も仮皇居内に移転される。武家屋敷を転じて増改築された仮皇居は和洋入り交じり、移行期の様子をよく示している（展示番号22）。仮皇居内を描いた錦絵からは、畳上に絨毯を敷き椅子に腰かける洋装の明治天皇と和装の皇后（昭憲皇太后）や女官が描かれ、服装など文化の違いも象徴的である（展示番号23）。また、明治14年には敷地内には御会食所（現在の明治記念館）が建設され、外賓の接待や大日本帝国憲法審議に利用されたことはよく知られている（展示番号26）。

### ・近代国家の象徴「明治宮殿」

赤坂仮皇居の拡充と並行して、明治6年5月の皇城炎上直後から、皇居再建に向けた動きは始まっていた。本章では、明治22年2月に明治宮殿（宮城）で開催された憲法発布式を終着点とし、そこに至るまでの明治宮殿建設の過程を紹介している。

本章の中心となる史料は、明治宮殿の造営にあたって中心的な役割を果たした木子清敬<sup>きこきよよし</sup>の関係史料である。木子家は代々内裏の作事に関わる大工の家であり、清敬は宮内省に出仕後青山御所、皇居、御用邸など皇室関係の建築設計にたずさわった。そのため明治宮殿の完成図はもとより建築物の草案などその過程を知ることが出来る史料が多い。

例えば江戸城でも採用されていた書院造に似た構造が明治宮殿内でも取り入れられており、天皇家や皇族の格式や役職によって床の高さが異なるよう格式を視覚的に把握できる工夫が施されていた（展示番号38、42）。また



展示風景（第4章 起し絵図）

明治宮殿を立体的に把握できる起し絵図は宮殿が焼失してしまった現在において、当時の様子を知ることが出来る貴重な史料であるといえる（展示番号39、40）。

当展示の最後は明治22年2月に明治宮殿で開催された憲法発布式である。発布式の様子を示す錦絵（展示番号46）では、洋風の宮殿のなかで洋装をした明治天皇以下が描かれており、洋和装の交った仮皇居の様子（展示番号23）とは対照的である。このように段階的な変化を経て、明治宮殿をはじめとした建築様式、江戸・東京の町々、人々の服装に至るまで近代への歩みがすすめられていったのである。

## 3 成果と課題

当展示は15日間の開催期間のなかで、のべ6,010名の方にご観覧いただいた。アンケー

トにご回答をいただいた方の年代をみると、〈10代：2%、20代：4%、30代：9%、40代：18%、50代：22%、60代：24%、70代：15%、80代以上：5%、無回答：1%〉であった。当展示は、おおよそ40代以上の方を中心にご観覧いただいたことがわかる。開催期間のほとんどが平日であったこともあってか、30代以下の方は少ない。文化財を身近に感じてもらうという趣旨や、文化財保護を次世代へも引き継ぐという点を考えれば、今後30代以下の世代にどのように広報していくのか、という点が喫緊の課題といえるだろう。

次に展示内容についてアンケートの集計結果を分析していくと、「今回の企画展はいかがでしたか？」については、〈大変よかった：32%、良かった：63%、あまり良くなかった：3%、良くなかった：0%、無回答：2%〉との結果が示され、展示の総体として概ね好評をいただいたといえる。また展示の内容について「どの展示物に興味をお持ちになりましたか（複数回答可）」には〈①江戸から東京へ：30%、②明治政府と「皇城」：23%、③移り変わる東京の政治空間：9%、④近代国家の象徴「明治宮殿」：19%、⑤第2会場：14%。その他：2%、無回答：3%〉との結果が示された。会場には写真や錦絵、絵図面など多くの図面類を展示したが、第1章部分には明治4年に撮影された江戸城の写真を紹介しており、より具体的に明治初年の様子を知ることができたことが、好評につながったものと考えられる。

また、東京都公文書館の認知度については〈以前から知っていた：43%、以前に利用したことがある：9%、今回の展示で初めて知った：48%〉となり、おおよそ50%の認知度であった。今年度は、5月の大型連休中に開催した「延慶館の時代」展などもあり、多くのメディアに取り上げていただき、都民の方々にも公文書館の名前は大分周知されていることがうかがえる。今後は、名前のみならず仕事や機能にいたる点まで理解していただくことが必要となるだろう。こうした活動が利用の促進にもつながっていくと考える。

展示内容について具体的にいただいた回答をみると、「中々江戸城が新政府にどのように使われていくかの経緯がわからなかったが一目にして分った」や「江戸城から明治宮殿への流れが良く理解できた」など、江戸から東京、江戸城から明治宮殿にいたる過程といった、当展示のねらいを理解いただけたようである。また「ギャラリートークで要点を解説して頂き嬉しかったです」や「ギャラリートークが面白かったです」など、週に2～3回ほど開催したギャラリートークがこうした理解につながったものと考えられる。

一方で、「展示物が少ない」というご指摘をいただいた。展示スペースは限られており、そこでいかに満足いただける展示を実施するか、今後とも取り組んでいきたい。また「全体的に説明不足」やパネル解説を「分かりやすくしてほしい」というご意見もいただいた。今回は特に建築関係の史料も多く、専門用語なども多かったように思われる。パネル解説を充実させることはもちろんであるが、用語解説シートなど展示を補足する資料を用意する工夫が必要だったと思われる。この点については次回以降の展示に活かしていきたい。また、展示担当者の力量不足から事実関係にかかわるご指摘もいくつかいただいた。以後は誤解のないより丁寧な叙述が求められよう。この点も次回以降の課題としていきたい。

最後に、展示の成果を総括したい。当展示では、①明治維新後の江戸城の使われ方、②江戸城→東京城→皇城→仮皇居→明治宮殿（宮城）そして現在の皇居につながる変遷、③明治初年において明治天皇をはじめ皇室、宮殿などの和洋をめぐる見せ方、この3点については、アンケート結果から大よそ理解していただけたように思う。これらは見落とされがちではあるが、現代につながる近代日本の様相を描くうえでは不可欠な要素である。今後とも江戸・

東京の様相をよりリアルに理解していただけるような叙述を心掛けると共に、みなさまの関心のあるテーマに沿った展示を企画していきたい。

文末にはなりますが、当展示開催にあたりご協力を賜りました関係諸機関のみなさまにお礼を申し上げます。

文化財ウィーク展「江戸城から明治宮殿へ」展示資料一覧

章	展示番号	請求記号	資料名	形態	所蔵館
第1章	1	東6175-8	正徳四甲午六月改紅葉山惣指図	原本	東京都立中央図書館
	2	東6153-1	江戸城御吹上総絵図	原本	東京都立中央図書館
	3	東617-10	江戸城写真集	原本	東京都立中央図書館
	4	605.A4.08	勅使御下向一件・4	原本	東京都公文書館
	5	634.D4.10	東京城日誌・自第1号至第8号・1(明治元年戊辰10月-12月) 明治元年	原本	東京都公文書館
		634.D4.06	鎮将府日誌・自第1号至第7号・1(・慶応4年戊辰8月) 慶応4年	原本	東京都公文書館
	6	605.C3.12	御用留(府兵局)	原本	東京都公文書館
	7	東183-C1	大嘗祭豊明節会奉賀祝 日本橋南通り町筋賑ひ之図	原本	東京都立中央図書館
8	あ1	御酒頂戴	パネル	東京都公文書館	
第2章	9	605.B3.03	太政官御用留(明治3年)	原本	東京都公文書館
	10	605.C7.01	工部省御用留	原本	東京都公文書館
	11	605.B3.07	民部省大蔵省御用留	原本	東京都公文書館
	12	東6171-21	江戸城西丸仮御殿御表向御中奥大奥向総地絵図	原本	東京都立中央図書館
	13	175・544	皇城絵図面	パネル	宮内庁図書寮文庫
	14	80100	皇居御造営誌下調図 1/明治25年	パネル	宮内庁宮内公文書館
	15	605.A6.08	布令・完	原本	東京都公文書館
	16	605.A6.06	太政官御布告留・乾	原本	東京都公文書館
		605.A6.07	太政官御布告留・坤	原本	東京都公文書館
	17	1	幸啓録明治2 明治3年	パネル	宮内庁宮内公文書館
	18	請求番号なし	旗本上ヶ屋敷図	原本	東京都公文書館
	19	632.B2.24	法令類纂 卷之四十八	原本	東京都公文書館
20	605.C4.19	拝領地願願込・旧邸宅掛取扱(第三課)	原本	東京都公文書館	
21	73745	中山忠能履歴資料41	パネル	宮内庁宮内公文書館	
第3章	22	木52-2-1	赤坂仮皇居配置平面図	原本	東京都立中央図書館
	23	東199-C7	仮皇居御庭拝見之図	原本	東京都立中央図書館
	24	木44-3-18	[赤坂離宮]庭園図	原本	東京都立中央図書館
	25	和-別132	赤坂假皇居及太政官真景	原本	東京都立中央図書館
	26	木72-2-84	赤坂假皇居会食所・御車寄平面図	原本	東京都立中央図書館
第4章	27	木119-3-1	皇居(明治宮殿)造営「建白書」	原本	東京都立中央図書館
	28	木167-28	木子清敬宮内省辞令(明治14.4.19)(皇居御造営掛)	原本	東京都立中央図書館
	29	634.C7.16	工部省記録・営繕・皇居御造営部(天)・自明治7年至同14年・107	原本	東京都公文書館
	30	木89-3-8	皇居(明治宮殿)吹上地質実験図	原本	東京都立中央図書館
	31	木111-3-163	皇居(明治宮殿)山里正殿平面図(一階)	原本	東京都立中央図書館
	32	木81-1-6	皇居(明治宮殿)表宮殿鳥瞰図	原本	東京都立中央図書館
	33	木92-1-1	皇居(明治宮殿)造営地鎮祭式場見取図	原本	東京都立中央図書館
	34	東193-C3	大日本帝国造営御所之図	原本	東京都立中央図書館
	35	東195-C1	新宮城え御移転ノ図	原本	東京都立中央図書館
	36	木89-1-14	皇居(明治宮殿)賢所・奥宮殿・表宮殿配置平面図	原本	東京都立中央図書館
	37	木109-1-21	[皇居(明治宮殿)表宮殿・奥宮殿建物]床・地盤高さ比較図	原本	東京都立中央図書館
	38	木111-3-7	皇居(明治宮殿)表宮殿床高さ比較図	原本	東京都立中央図書館
	39	木106-1-2	皇居(明治宮殿)表宮殿起し絵図(饗宴所・後席之間)	原本	東京都立中央図書館
	40	木106-1-1	皇居(明治宮殿)表宮殿起し絵図(御学問所・内謁見所)	原本	東京都立中央図書館
	41	木81-2-5	[皇居(明治宮殿)御学問所・聖上常御殿]立面図(南面)	原本	東京都立中央図書館
	42	木109-1-57	皇居(明治宮殿)奥宮殿建物床高さ色分図	原本	東京都立中央図書館
	43	木108-1-37	皇居(明治宮殿)奥宮殿建物床色分図	原本	東京都立中央図書館
	44	加2063	皇城干草御間格天井綴錦草花圖	原本	東京都立中央図書館
	45	木W9	皇居奥表繪画録	原本	東京都立中央図書館
	46	東606-C9	憲法発布式之図	原本	東京都立中央図書館
47-48	568	憲法発布式録1明治22年	パネル	宮内庁宮内公文書館	
	12848	憲法発布式録明治22年	パネル	宮内庁宮内公文書館	

# 「江戸城から明治宮殿へ」年表

名称	和暦	西暦	月	日	出来事
江戸城	安政 6年	1859	10	17	江戸城本丸が火事にて焼失する
	万延元年	1860	11		江戸城本丸の普請が成り、上棟される
	文久 3年	1863	6	3	江戸城西丸が火事にて焼失する
			11	15	江戸城本丸および二の丸が火事にて焼失する
	元治元年	1864	1		西丸仮御殿の再建が着工する。6月26日、大奥向を上棟し、7月23日表向が上棟される。以降、本丸御殿は再建されず
			7	3	幕府、天璋院(てんしょういん、13代将軍徳川家定の正室)の居所に充てるため二の丸の造営を命じる
	慶応 3年	1867	12	23	江戸城二の丸が焼ける。本寿院(ほんじゅいん、13代将軍家定の生母)、実成院(じつじょういん、14代将軍家茂生母)ら西丸へ移る
	明治元年	1868	1	12	大坂より徳川慶喜、松平容保らが江戸城へ帰着する 2月、慶喜が上野寛永寺大慈院に謹慎する
			3	13	翌14日にかけて、新政府軍参謀西郷隆盛と勝海舟との間で江戸総攻撃の中止、江戸城開城、慶喜の助命が交渉され決定する
			4	11	江戸城が新政府軍に引き渡され、徳川慶喜は上野寛永寺から水戸へむかう 21日大総督有栖川宮熾仁親王が江戸城へ入城する
7			17	江戸を改め東京とする旨の詔書が出され、東京府となる	
東京城	明治元年	1868	10	13	明治天皇が行幸し江戸城に入る(12月8日帰京)。旧江戸城を皇居とし、名称を東京城と改称する
			12	19	新政府、徳川家達に命じ紅葉山の徳川家霊廟を撤去させる
皇城	明治 2年	1869	3	27	明治天皇、再び東京へ行幸し東京城へ入る。28日、東京城を皇城と改称する
			10	24	皇后(昭憲皇太后)が皇城へ行啓する
	明治 3年	1870	閏10	19	民部大蔵両省が皇城内へ移転する
			閏10	20	工部省が設置され、皇城内民部省中に仮庁舎が置かれる
	明治 4年	1871	11	17	大嘗祭が皇城吹上御庭において挙行される 18日19日宮中にて豊明節会がおこなわれる
明治 6年	1873	5	5	皇城が火事にて焼失する。このため赤坂離宮を仮皇居と定め、元教部省に太政官代、集議院に左院代、赤坂離宮に宮内省が移転する	
赤坂仮皇居	明治 9年	1876	5	8	太政官、工部省に達して明治10年より5年間で皇居を造営するよう命じる 10年1月に地租減額のため皇居造営の延期が布達される
	明治10年	1877	8		太政官が赤坂仮皇居内に移転する。翌11年6月、洋式木造2階建の太政官庁舎が仮皇居内に新築される
	明治12年	1879	9	12	皇居造営が命じられる
	明治13年	1880	1	26	皇居建築様式について、山里は和様建築、旧西丸跡は洋風建築にすることが決定する
	明治15年	1882	3	3	工部卿宮内卿連署にて、山里に表謁見所を建て、吹上に奥向造営をなすの議を上申する
			5	27	皇居造営事務局が設置され、総裁に三條実美、副総裁に海軍中将榎本武揚が任じられる
	明治17年	1884	4	17	皇居造営地の地鎮祭を執り行なう
	明治19年	1886	12	31	宮殿室内装飾および家具取り調べのため出仕官片山東熊以下をドイツに派遣する
	明治21年	1888	3	18	皇居装飾織物など取り調べのため農商務四等技師荒川新一郎を京都に派遣する
			10	10	皇居造営が成り、皇居御造営残業掛、宮殿のほか諸建物を内匠寮へ引き渡す
宮城	明治21年	1888	10	27	宮内省、告示して皇城を宮城と改称する
	明治22年	1889	1	11	明治天皇、皇后(昭憲皇太后)が宮城へ移徙する
2			11	紀元節、宮中にて憲法発布式がおこなわれる	
皇居	昭和20年	1945	5	25	アメリカ軍の空襲により、明治宮殿が全焼する
	昭和23年	1948	7	1	「宮城」の名を廃して、皇居を正式名称とする
	昭和39年	1964	7		明治宮殿の跡に新宮殿を造立することが決まり、43年10月に完成する

本報告書の著作権は東京都にあります。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

## 【活動報告】

# 東京都発行の刊行物の保存管理について

東京都公文書館 整理閲覧係

並木 和子

### 1 「東京都発行の刊行物」と庁内刊行物

「東京都発行の刊行物」とは、いうまでもなく東京都庁の各部局およびそれに所属する事業所や都立の諸施設が発行・配布した印刷物を指す。

東京都公文書館（以下、当館と記す）では、この東京都発行の印刷物・刊行物を「庁内刊行物」の一部として位置付けている。庁内刊行物は、昭和18年（1943）に東京都が成立して以来の都の刊行物の他、明治・大正・昭和18年以前の刊行物すなわち東京都の前身である東京府および東京市の刊行物およびその一部の複製物を含む。これらの都・府・市の刊行物は現在一つの資料群として一括して保存管理されている。

今回与えられた課題は「東京都発行の刊行物の保存管理」についての説明であるが、上記のような状況から、適宜、東京府・東京市の刊行物を含めた庁内刊行物についても触れていきたい。

### 2 「東京都発行の刊行物」の現状と保存状況

2015年9月現在、当館保存の庁内刊行物は約65,900点にのぼる。このうち東京都発行の刊行物は約48,000点で、庁内刊行物の約70パーセントを占める。ここ5年間では、年間約600～800点を新規に受入れており、今後もこの数は増加することはあっても減少することはないと考えられる。府や市の刊行物およびその複製は今後ほとんど増加する見込みはないので、近い将来、都の刊行物が庁内刊行物の大半を占めることになるだろう。

都発行の刊行物の内容は多岐にわたる。各部局・事業所の事業概要、都議会および各種委員会記録、統計書類、公報その他各種事業の調査及び報告書等が主であるが、それら以外に広報用のパンフレットやリーフレット、チラシ類や少数ではあるがポスター類、記念集や宣伝用絵葉書、図版等々、いわゆる刊行物とは言い難いメモ的なもの—公文書作成にあたって担当者が付したと思われる覚書的な書類—もある。

形状・形態・媒体も様々である。製本・簡易製本されたものが多いが、一枚もの、1980年代以前のものではわら半紙数枚をホチキスやクリップで留めただけのものや、事業関連の新聞・雑誌記事を挟んだファイル、ガリ版刷りや青焼もある。視覚障害の方のためのカセットテープ、近年ではDVDも増加しつつある。

大きさも、製本されたもの場合はA4版など定形のもののが大半だが、変則的なものも多

いし、図面類では広げれば1メートル四方以上になるものから葉書・名刺サイズのものまでと、これも多様である。一枚ものや小型のものなど他とまぎれやすいものは、保管上、封筒に入れるなどの措置をとっている。

当館は、これらの刊行物を、現在、仮庁舎の3つの書庫に分類番号にしたがって段ボール箱に入れて保管している。この現状は、保存に望ましいとは言い難いが、仮移転中であり数年後には新館への移転を控えているという状況下では止むを得ないだろう。

虫害については、温度・湿度管理および防虫剤によって対応がなされている。具体的には書庫ごとおよび刊行物を収める箱ごとに防虫剤を置き、定期的に入れ替えを行っている。温度と湿度については各書庫で空調と除湿機により一定の温度・湿度が保たれるよう図られている。これらについては、当館の資料保存グループの活動によるところが大きい。そしてこの活動のためか、一部の書庫で荒天時に浸水などの被害があったにもかかわらず、カビなどについては現在のところ発生は見られない。

埃等は、仮移転以前にかなり除去作業を行っており、その後も、箱内保存の状況、定期的な清掃のためあって現在ではほとんど問題となる状況はみられない。

### 3 問題と対応策

現状からみた東京都発行の刊行物の保存管理についての問題はさまざまあるが、特に大きなものは以下の2つだろう。

1つは言うまでもなく劣化への対応である。現在、特に目立つのは昭和20年代から30年代の刊行物の劣化・茶変である。もちろん、それ以前のもの、府市時代の刊行物についても相応の経年劣化は見られる。が、それらに比しても昭和20～30年代のものの劣化は進んでいるようにみえる。昭和20年代は、戦後間もないことで紙質がよくないという事情があり、30年代もガリ版刷りや青焼が多いため、ある程度は仕方のないことなのだろう。

劣化の見られる刊行物については、今のところ、中性紙封筒に入れる、保護紙で包む、あるいは保護紙を挟む等の措置で対応している。ただ、これでは十分ではないので、今後劣化の見込まれる資料の予防をふくめ、さらに細かな対応が必要である。

また、府市時代の刊行物についてはマイクロ化がなされているので、利用者にも原本保護のため複製物での閲覧という形での協力を求めている。昭和20年代の刊行物も現在デジタル化作業が進行中であり、一部は複製物の公開がなされている。昭和30年代の刊行物についてもなるべく早い時期にマイクロ化あるいはデジタル化することが望ましい。

2つ目の大きな問題は、庁内刊行物の請求番号添付状況である。

庁内刊行物はすべて、受入時期で形式が異なるものの、分類による請求番号が付されている。たとえば、東京市の刊行物は、アルファベットで分類がなされそれぞれに数字番号が付き、市刊A1、市刊B1・・・など、東京都の刊行物で平成10年以前の受入分は発行局名+アルファベットによる分類+分類内の数字— 総務局A1～ 建設局B1～—等の形になっている。これらの請求番号は書名その他とともにデータ化されており、web上での検索も可能である。

しかし、府市時代の刊行物を含め平成11年（1999）以前受入の刊行物の原物には、それらの請求番号が貼付されていない。番号を記した短冊が挟み込まれているだけである。つまり、庁内刊行物65,900点余の内、53,000点余に請求番号ラベルが貼付されていないのである。

挟み込まれた短冊も、数字の番号だけで発行局名と分類記号が記されていないものが少なくない。これらの刊行物については、収納場所を主たる手がかりとして保存・出納しなければならない状態である。

こうした状態が、保存・整理・閲覧提供の上で大きな問題であることはいうまでもない。単に刊行物に挟んだだけのコピー用紙で作られた短冊は本体から落ちやすく、出納時に失われたり他の刊行物の短冊とまぎれたりもしやすい。その結果として、他の刊行物と取り違えられたり、本来の収納場所と異なる場所に戻されてしまったりするような混乱も実際に起きている。

それゆえ、これらの刊行物に早急に請求番号の貼付（ラベリング）あるいはそれに準ずる形での添付措置を行う必要がある。これについては、現在、作業を進めているところである。この作業は、単なる請求番号ラベルの貼付だけではなく、刊行物とデータの照合を含む棚卸作業および劣化の進む資料の抽出・保護・修復等の作業を伴う。刊行物の形態や状態によってラベル貼付は避けた方がよいものもあるが、そうしたものについては中性紙封筒に入れ封筒に番号ラベルを貼付したうえで封筒に書名を記したり、短冊が適当であるものにはこれまでのコピー用紙やわら半紙の短冊に換え中性紙の短冊を挟んだり等々、それぞれの刊行物に応じた措置をとっている。

庁内刊行物の大半に請求番号の貼付がなされなかった事情はいろいろあったようであるが、都民の利用という点からすれば都の刊行物の閲覧請求は決して少なくはない。また、昨今、昭和時代の検証が盛んになっているが、それに際しても都の刊行物はしばしば貴重な情報を伝える。特に1940～50年代、昭和の10年代後半から20年代は残された公文書が少ないこともあり、公文書だけでは知りえない情報が刊行物に残されていることも多い。

最近の事例では、昭和20年3月の東京大空襲後に犠牲者の遺体が集められた場所の確定に都の刊行物が大きな役割を果たしたことがあった。公文書を調べても手がかりさえ見つからなかったが、戦後の刊行物に掲載されていた改葬の作業報告で問題の場所が特定できたのである。そうした例はしばしばあり、史料的价值という点でも都の刊行物の持つ意味は低くはない。近年の刊行物も、いずれはそうした歴史史料としての価値をもつことになり、当館の修史事業や利用者の調査にも役立つことは十分想定できる。それぞれの公文書が係った事業の経過、結果等を総括的に俯瞰したり、都や各部局の施策等を総合的に捉えたりする上で関係部局の刊行物が有用なことは言うまでもないだろう。

#### 4 結び

以上、現在の当館における都発行の刊行物の保存・管理状況は、仮移転中でもあり理想的とは言えない状態にある。なにより、請求番号・整理番号の現状は大きな課題である。その意味では、請求番号の貼付および中性紙封筒への収納・中性紙短冊の添付が始められたことは、遅きに失したとはいえ大きな進歩であろう。とはいえ、この作業はまだ対象物の2割程度にしか進んでいない。したがって、当館における今後の庁内刊行物の保存管理は、この番号添付とマイクロ化あるいはデジタル化を2本柱として進めていく必要があると考える。



作業が行われていない収納状態（番号のみの短冊が挟まれている。）



ラベル貼付および中性紙封筒入れの行われた状態

## 【活動報告】

# 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 全国（秋田）大会への参加報告

東京都公文書館 庶務係

柏原 隆秀

## 1 はじめに

平成27年11月12日（木）及び13日（金）に、秋田県大仙市で開催された第41回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（以下、全史料協と呼ぶ）の全国大会に出席した。

公文書館は、都道府県レベルでは開設している自治体が多いが、市町村レベルでは開設している自治体は非常に少ない<sup>\*1</sup>。そのような中、本大会の開催地となった秋田県大仙市は、平成28年に公文書館を新設することを予定しており、東北で初めて市町村レベルで公文書館を設置する自治体となる。そのため、公文書館設置機運を向上させるため、秋田県大仙市が全史料協全国大会を誘致したとのことである。

以上のような経緯から、本大会は、「新たな史料保存・利用の充実を目指して」と題し、

市町村レベルの基礎的自治体における公文書及び民間伝存の地域史料をいかに保存・活用していくかがテーマとなった。

## 2 研修会

本大会で実施された各研修について、内容を紹介する。

### （1）研修会A

公文書館を持たない市町村レベルの自治体の公文書等の保存状態を知るため、大仙市の公文書及び地域史料の保存管理状況を視察した。

まず、大仙市役所中仙支所において、旧大曲市及び大仙市の明治16年から現在に至る7,300点余りの永年保存文書の保存状況を視察した。もともとは会議室だった部屋をそのまま利用しており、空調設備やブラインドはあるものの、温湿度調整の困難さや日光の入りやすさを考えると、文書の保存状況としては好ましくない状態であろう。



会場



大仙市役所中仙支所での文書保存の様子

次いで、浜蔵へ移動し、旧所有者であった池田家<sup>※2</sup>の史料を含む地域史料の保存状況を視察した。特に冬季には雪のため、湿度管理に苦労するようである。湿度管理のため、調湿器が多数設置されていた。

どこの自治体も財政状況が厳しい状況であることには変わりはないと思われる。十分な予算が付かない中で、公文書等の保存管理を行っていかねばならない現状を実感することができる。



右から 浜蔵（池田家関係史料他収蔵）、調湿器と温湿度計

## （2）研修会 B

公文書管理について理解を深めることを目的とし、公文書管理制度の概要や公文書館法制定後現在までの国及び国立公文書館の取組等の紹介があった。

研修では、平成23年に成立した「公文書等の管理に関する法律」（以下、法という）について、当該法制定の背景や法のポイントについて解説があった。続いて、法の規定に沿って、公文書のライフサイクルについて解説があった。

また、公文書館は、なじみの薄い組織である。公文書館に関心を持っていただき、利用していただくための取組として、デジタルアーカイブや展示についての紹介も行われた。展示については、海外の公文書館との連携（今年（平成27年）に開催した「JFK—その生涯と遺産」）やデジタル展示等の取組が印象的であった。その他にも、小学生から大人まで幅広く見学会を主催していることも興味深い。

そして、地方の公文書館との連携として、全国公文書館長会議やインターネットを通じた公文書等の横断検索<sup>※3</sup>を可能としていることが挙げられた。

### （3）研修会C

小さな自治体では、予算の制約等の理由により、歴史資料を専門に取り扱う施設を持っていないところも存在する。その具体例として、宮城県白石市が取り上げられ、その歴史資料保全活動について報告があった。

白石市では、歴史資料の取り扱いを担当している教育委員会社会教育課文化財係が積極的・継続的な歴史資料の調査・保全ができていなかった。そのような中、平成21年に仙台藩重心の遠藤家及び中島家文書が白石市内から発見されたことを契機として、NPO法人宮城歴史資料保全ネットワークの会員を中心に、県内外の大学・研究機関の研究者や学生、白石古文書の会という市民サークルが参加し、資料保全活動が展開され、民・学・官の協働による歴史資料保全の取り組みがスタートした。その後、平成22年に文化庁の地域伝統文化総合活性化事業に採択されたことから、白石古文書レスキュー事業が展開され、民・学・官の協働による歴史資料保全活動が継続された。それが、東日本大震災後の史料保存活動にもつながったとのことであった。

小規模の自治体では、自治体職員のみでは活動に限界がある。それゆえに、普段から地元の住民を巻き込んでいくことの重要性が強調されていた。

### （4）研修会D

公文書等の管理に関する法律が施行されてから4年ほどが経過している。その附則第13条では、法施行後5年を目途として検討を加えると規定されていることを受け、同法及びその施行等の改善に資するため、『公文書等の管理に関する法律』施行後5年見直しに関する共同提言書』が提出された。この共同提言書について、内容の紹介があった。

共同提言は、全部で12項目あったが、その中でも特に強調されていたことは、国民のための公文書等管理という視点が足りないという点であった。つまり、法第1条においては、「もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在および将来の国民に説明する責任が全うされるようにすること」が目的として規定されている。しかし、公文書等を国民が主体的に利用できる体制を整えるためには、同条の初めにある「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ」の部分は、「かんがみる」だけではなく、目的にするべきであるとのことであった。

法律の目的規定を通して、公文書館の整備や公文書館で勤務する専門職員の充実等を可能にするという視点からの解説であった。

### （5）研修会E

公文書管理に関する法律が施行されたことにより、国民には非現用となった歴史的な文書への閲覧請求も可能となった。そこで、公文書館における、利用者の利便性と史料保存、利用の発掘についての課題の提起があった。なお、課題については、研修会講師が勤務する大学の授業である「地域学基礎」の1つである「地域の歴史を調べる」において、1983年5月26日発生の日本海中部地震を題材に公文書を調査した際に感じたことが紹介されている。

課題は、大きく3つに分けて紹介された。まず、利用者の利便性という観点からは、解り

易い目録表題が必要であることや閲覧複写申請手続きの簡素化、分厚い簿冊の場合に資料撮影が困難なこと、そもそも一般の利用者には資料撮影がなじみのない行為であることが挙げられた。次いで、資料保全の観点からは、青焼きコピー資料の退色やクリップ・金属類の錆がみられたこと、貼り付け資料が剥落していることから、公文書作成時点から将来の歴史資料となることを意識すべきことが挙げられた。最後に、利用の発掘の観点からは、見たい史料をすぐに検索できるように目録を充実させること、専門職員を充実させること、画像の持つ力を活用するための画像資料の充実、利用者の声を尊重すること等が挙げられた。

公文書館については、当館に限らず、利用者が少数にとどまる館が多いと思われる。本研修において提起された課題について、自館の状況を振り返ると、利用者増につながるのではないだろうか。

### 3 記念講演

初代公文書管理大臣を務めた上川陽子衆議院議員からの講演であった。講演内容をまとめると、以下のようになる。

- 市町村の数は1,700ほどになるが、公文書館を設置している市町村がごく少数にとどまる現状を踏まえ、公文書館を設置する流れができてほしい。
- 公文書館には、地域史料もある。そのため、公文書館設置は、地域の魅力を探り、地方創生につなげるための一環としても有用である。
- 公文書館は、知のインフラである。公文書館は、ヨーロッパ由来であるが、ヨーロッパでは、各国のアイデンティティが分かるようになっている。
- デジタルアーカイブによって、知のフラット化が可能となる。
- 公文書・アーカイブは、大きな広がりを持つ世界であり、残そうという意思が大事である。

### 4 大会テーマ研究会

市町村レベルで公文書館を設置する自治体での初の大会開催ということで、市町村という基礎的自治体における公文書館設置又は公文書館機能の設置のために参考となるような取り組みが紹介された。

まず、報告①では、来年度に公文書館を開設するとともに、本大会の開催地ともなった秋田県大仙市の事例が紹介された。公文書館設置事業のきっかけは、旧太田町史編纂事業に関わった市民からの「将来の子供たちのため、アーカイブズを設置してほしい」との声であった。それを受け、大仙市は、公文書の保存と利用の仕組みを整備するとともに、地域史料の保存と利用についても取り組みを行った。また、公文書館を設置するための施設の確保及び財源の確保が困難であるとの判断から、国交省の社会資本整備総合交付金を活用し、廃校舎の改修という形で公文書館を設置することとした経緯が紹介された。

次いで、報告②では、平成26年10月に公文書館を開館した茨城県常陸大宮市の事例が紹介された。平成20年の市長の選挙公約により、公文書館設置を目指し、実際に短期間での公文書館の設置に成功した。常陸大宮市も廃校舎を改修し、公文書館として利用している。しかし、廃校舎を利用しているという性質上、文書の保存環境が悪く、湿度が年間を通して60%以上あることや防火設備が屋内消火栓のみであるといった現状や床の耐荷重が小さいために今後の文書収納容量に課題があることなどが報告された。

最後の報告③では、人口約17,000人という小さな町である群馬県中之条町の事例が紹介された。中之条町の博物館「ミュゼ」は、公文書館機能を有する以前より歴史公文書を収蔵していたが、中之条町の文書主管課である総務課における公文書管理の課題改善に向けた検討及び公文書等の管理に関する法律の施行を受けた歴史公文書の保存・公開についての検討の結果、博物館「ミュゼ」との連携体制が確立されることとなった。その際、「中之条町歴史と民族の博物館「ミュゼ」の設置及び管理に関する条例」が改正され、従前から取り組まれていた古文書等の文献とともに、歴史公文書の収集・保管に関する業務が明記されたことにより、博物館「ミュゼ」は公文書館機能をも併せ持つこととなった。

3件の報告を通じて、市町村という基礎的自治体レベルにおける公文書館設置の工夫が紹介された。公文書館設置に向けて、施設や財源に課題を抱えている基礎的自治体は多いかもしれないが、廃校を利用したり、既存施設を利用するといった工夫をすることで、公文書館機能を設けることが可能であることが示されている。

## 5 最後に

東京都公文書館は、本大会の開催地のような市町村レベルの基礎的自治体の公文書館ではないが、地域史料も有するなど、基礎的自治体の公文書館との共通点もある。本大会で得た知見を活用し、よりよい公文書館となるべく、創意工夫を凝らしていきたい。

---

※1 全史料協調査・研究委員会編『公文書館機能ガイドブック』

[http://www.jsai.jp/kanko/guidebook/guidebook\\_part4.pdf](http://www.jsai.jp/kanko/guidebook/guidebook_part4.pdf)

※2 近世から近代にかけて千町歩地主に発展した、山形酒田の本間家及び宮城石巻の齊藤家と並ぶ東北三大地主の一つ

※3 平成27年4月現在、国立公文書館と9か所の公文書館等（埼玉県立公文書館、東京都公文書館、三重県総合博物館、福井県文書館、大阪府公文書館、神戸大学大学文書史料室、奈良県立図書情報館、岡山県立記録資料館、福岡共同文書館）との連携が可能となっている。

# 東京都公文書館 刊行物案内

東京都公文書館史料編さん係  
販売を行っている刊行物の紹介です。刊行物の詳細については、ホームページをご参照ください。

[http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/06kanko\\_butsu.htm](http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/06kanko_butsu.htm)

表示価格は販売価格です。

## 新刊情報

### 東京市史稿 産業篇 第57

¥3,280

弘化2年(1845)9月から嘉永2年(1849)12月に至る、江戸の産業・経済・流通に関する基礎史料を精選。天保改革の担い手が失脚した後、江戸の都市経済はどのような展開を見せるのか。全188タイトルの多彩な記事から、幕末江戸の実相が浮かび上がる。

### 都史資料集成 図録東京都政1「文化スライド」でみる東京～昭和20年代

¥2,730

昭和27年から、東京都が都政広報のために作製した168タイトルの「文化スライド」。様々な切り口でスライドに映し撮られた、昭和20年代の東京の姿を紹介する。

## 既刊情報

### 東京市史稿

江戸東京に関する編年体の史料集

#### 市街篇 東京市街地の変遷発達

第84	明治25年8月～明治26年2月	¥7,320
第85	明治26年2月～5月	¥2,630
第86	明治26年5月～12月	¥3,190
第87	明治27年1月～7月	¥5,850

#### 産業篇 江戸の産業経済

第37	寛政3年8月～寛政4年閏2月	¥6,520	第50	文政3年1月～文政6年12月	品切れ
第38	寛政4年3月～12月	¥5,050	第51	文政7年1月～文政11年12月	¥3,740
第39	寛政5年1月～寛政6年8月	¥6,380	第52	文政12年1月～天保4年12月	¥4,470
第40	寛政6年9月～寛政8年6月	¥5,850	第53	天保5年1月～天保9年1月	¥3,290
第41	寛政8年7月～寛政9年10月	¥5,450	第54	天保9年2月～天保12年12月	¥3,170
第42	寛政9年11月～寛政11年1月	¥5,390	第55	天保13年1月～天保13年12月	¥2,960
第43	寛政11年2月～寛政12年5月	¥5,450	第56	天保14年1月～弘化2年8月	¥3,260
第44	寛政12年6月～享和2年2月	¥5,080			
第45	享和2年3月～享和3年12月	¥4,610			
第46	享和4年1月～文化4年12月	¥4,660			
第47	文化5年1月～文化8年12月	品切れ			
第48	文化9年1月～文化12年12月	品切れ			
第49	文化13年1月～文政2年12月	品切れ			

#### 篇別目次総覧

東京市史稿11篇163冊全目次、武家地等の内容明細、図版目次	品切れ
--------------------------------	-----

#### 事項別目次索引

東京市史稿目次から検索用事項として11,600項目余を抽出し、50音順に配列	¥5,320
--	--------

## 都史資料集成

近代東京の歴史に関するテーマ別資料集

第 期全 12 巻完結

第1巻 日清戦争と東京	第1分冊 ¥5,990 第2分冊 ¥5,250
東京における兵事事務の遂行過程、日清戦争下東京の実像を描く	
第2巻 東京市役所の誕生	¥5,660
三都の制、市制特例、東京都制案、高級市制案等、明治期の首都・大都市制度問題に迫る	
第3巻 東京市街鉄道	品切れ
明治30年代半ば、首都東京の本格的都市交通時代の幕開け	
第4巻 膨張する東京市 別冊付録 電灯問題ニ関スル経過報告	品切れ
明治から大正期にかけて、急激な都市化によって東京市が抱えることになった諸問題	
第5巻 ムラからマチへ 都市化の諸相 (2分冊)	¥7,680
1920年代、都市の安定的統治の方法をめぐる内務省や東京府の試行錯誤の跡をたどる	
第6巻 関東大震災と救護活動	品切れ
別冊付録 非常災害情報・バラックニ関スル調査 芝尋常小学校避難者収容所報告書	
東京市調査課が震災後半年にわたって発行した「非常災害救護情報」を収録。震災後の救護活動の開始から収束までを克明に記録	
第7巻 震災復興期の東京 (2分冊)	¥7,560
東京府内務部長ほか各部長の事務引継書によって関東大震災後から昭和恐慌期における東京府政の実状に迫る	
第8巻 大東京市の課題と現実	¥5,240
1930年代における巨大都市東京の課題と現実の様相を、内務省の市制監察資料や大都市制度に関する資料で明らかにする	
第9巻 大東京市三十五区の成立	¥4,710
特別区の前身である東京の区の沿革とその実態を、決算書や区会議事速記録、事務報告書等であきらかにする また、区を単位として系統化された地域の諸団体・住民組織に関する資料についても収録した	
第10巻 非常時へ・動員される東京	¥7,530
昭和12年東京愛市連盟によって展開された愛市運動に関する資料や昭和14年の東京府各部長事務引継書を収録 また選挙粛正運動や国民精神総動員運動に関する東京府・東京市の詳細な実施記録をCD-ROM付録に収録	
第11巻 ぜいたくは敵だ・戦時経済統制下の東京	¥5,420
昭和13年国家総動員法制定以後の東京における戦時経済統制の実態を、東京府知事に送付された諸情報により明らかにする。	
第12巻 東京都防衛局の二九二〇日	¥4,510
昭和12年「防空法」の制定とともに東京市役所内に設置された防衛課に端を発し、以後昭和20年9月に廃止されるまでの東京都防衛局の事績を中心に、東京における国民防空体制構築に関する資料を収録	

## 都史資料集成

『都史資料集成』(第 期)に引き続き、東京都成立期の昭和18年から昭和30年代を対象とした戦後都史資料集

第1巻 東京都制の成立	¥5,180
昭和18年(1943)7月1日、東京都制の施行により、それまでの東京府と東京市を廃し、東京府の区域に人口733万人の東京都が誕生した。本書は、都制施行から、戦後改革の一環として昭和21年(1946)に実施された、第一次地方制度改革までを対象とし、東京都制関連の資料を収録する。	
第2巻 自治体東京都の出発	¥4,310
「自治体東京都の出発」をテーマに、地方自治法の成立により自治体東京都がスタートした安井都政第一期(昭和22年度から昭和25年度まで)を収録しました。	

都史紀要

江戸東京の歴史に関する調査研究報告書

1 江戸から東京への展開	品切れ	26 佃島と白魚漁業	¥670
2 市中取締沿革	¥1,080	27 東京都の修史事業	¥560
3 銀座煉瓦街の建設	¥1,300	28 元禄の町 ★	¥1,450
4 築地居留地	¥2,050	29 内藤新宿 ★	¥1,700
5 区制沿革	¥870	30 市制町村制と東京	品切れ
6 東京府の前身 市政裁判所始末	¥1,110	31 東京の水売り ★	¥1,600
7 七分積金	¥1,220	32 江戸の牛 ★	¥1,590
8 商法講習所	¥1,090	33 東京馬車鉄道 ★	品切れ
9 東京の女子教育	¥1,000	34 江戸住宅事情 ★	品切れ
10 東京の大学	¥1,230	35 近代東京の渡船と一銭蒸汽	¥930
11 東京の理科大学	¥1,100	36 戦時下「都庁」の広報活動	¥1,250
12 江戸時代の八丈島	¥960	37 江戸の葬送墓制 ★	品切れ
13 明治初年の武家地処理問題	品切れ	38 東京の歴史をつむぐ	¥1,060
14 東京の幼稚園	¥980	39 レファレンスの杜—江戸東京歴史問答	¥680
15 水道問題と三多摩編入	品切れ	40 続レファレンスの杜—江戸東京歴史問答 その二	品切れ
17 東京の各種学校	¥1,040	41 明治期東京府の文書管理	¥1,440
18 東京の女子大学	¥990	42 江戸の広小路—その利用と管理	¥1,480
19 東京の初等教育	¥910		
20 続・東京の初等教育	¥890		
21 東京の中等教育1	¥760		
22 明治初年の自治体警察 番人制度	¥750		
23 東京の中等教育2	¥620		
24 東京の中等教育3	¥590		
25 市区改正と品海築港計画	¥600		

★印は復刻再刊

史料復刻

東京都公文書館所蔵貴重史料の復刻

『安永三年小間附 北方南方町鑑』上（北方）・下（南方）	各¥1,130
町の課税、沿革、支配名主を記す	
『西南北三多摩 境域変更通覧』	品切れ
明治26年三多摩移管直後に東京府が密かに編集した三多摩移管史	
『南伝馬町名主高野家 日記言上之控』	¥1,730
日本橋の町名主人に残された、18世紀初頭、元禄江戸の事件簿	
『江戸東京問屋史料 諸問屋沿革誌』	¥2,550
廻船問屋ほか諸問屋の沿革と商業慣習	
『江戸東京問屋史料 商事慣例調』	¥2,230
幕末から明治にかけて活躍した実業家達の証言	
『資料 東京都の学童疎開』	¥3,590
東京都の学童疎開行政	
『重宝録』第一／第二／第三／第四／第五／第六	①¥5,310 ②¥5,310 ③品切れ ④¥4,470 ⑤品切れ ⑥¥3,380
江戸深川の町名主の備忘録	
DVD版 東京市事務報告書・財産表	品切れ
わが国最大の基礎的自治体であった東京市の明治23年から昭和17年まで半世紀に及ぶ事務の実態が分かる	
『幕末江戸町人の記録 鈴木三右衛門日記』	品切れ
安政4年（1857）の深川材木町町人の日記	
『戦時下「都庁」の広報誌—『市政週報』『都政週報』DVD』	¥3,490
総動員体制下の東京市・東京都が発行した行政広報誌を電子画像で収録。記事検索機能付	
『幕末旗本の記録 山口直義・直毅日記』	品切れ
上層旗本の日常生活・勤務の様子がわかる日記	
『旧江戸朱引内図 —復刻と解題』	¥2,430
閲覧や撮影掲載等に多く利用されている館所蔵の「旧江戸朱引内図」を復刻	

目録・解題

『関東大震災と情報 東京都公文書館所蔵・関東大震災関係資料目録』  
『東京都公文書館所蔵 地誌解題 総集編』

品切れ  
¥1,220

販売・問い合わせ先

販売場所

都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話 03-5388-2276

東京都公文書館内では販売していません。

在庫・購入方法などについてのお問い合わせ

都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話 03-5388-2276

郵送も行っています。詳細はお問い合わせください。

内容に関するお問い合わせ

東京都公文書館史料編さん係

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-20-1

電話 03-3703-2604

## 利用案内

【所在地】〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-20-1

【TEL】03-3707-2603 【FAX】03-3707-2500

【ホームページ】<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/index.htm>

### 来館について

当館の利用には予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・大量に資料を利用したい場合
- ・撮影したい場合（要撮影室予約）

### 利用の注意点

当館1階入口で入館受付を済ませた後、上履きに履き替え、2階閲覧室へお入りください。バッグ等のお荷物は、ロッカー（無料）に入れてください。

鍵の紛失にご注意ください。エレベータはありません。

### 閲覧方法

当館の資料は、全て閉架式の書庫に保管してあります。閲覧を希望される方は、閲覧室に備付けの目録やパソコン端末で希望の資料を検索し、「閲覧票」に記入し、ご提出ください。

資料によっては原本保護のため、マイクロフィルム又はDVDでの閲覧をお願いしています。

### 複写について

複写を希望される方は「複写申請票」に記入しご提出ください。電子式複写は、一人（1団体）1日20枚までです。ただし、マイクロフィルム及びDVDからの複写については枚数制限がありません。複写料金は、いずれも1枚20円です。できる限り小銭をご用意ください。

### 利用制限のある資料

以下の資料については利用が制限されます。

作成又は取得後30年を経過していない公文書

「東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程」第2条第2項又は第3項により一般の利用が制限されている次の公文書等

- ・個人情報等が記録されているもの
- ・利用によって破損や汚損を生じるおそれがあるもの
- ・現在、館において使用しているもの  
（目録作成など、保存及び利用の開始のため使用しているものを含む。）
- ・一般の利用に供しないことを条件として寄贈された資料

### 利用案内・交通案内

#### 【利用案内】

利用時間

月曜日～金曜日 9時～17時

各種申請票及び精算の受付時間

9時～12時、13時～16時30分

休館日等

・土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日

毎月第3水曜日（祝日の場合は翌日）及び年度末最終の平日

・年末年始（12月28日～1月4日）

・臨時の休館日として公示した日

臨時に閲覧を停止する日もありますので、事前に当館HPにてご確認ください。

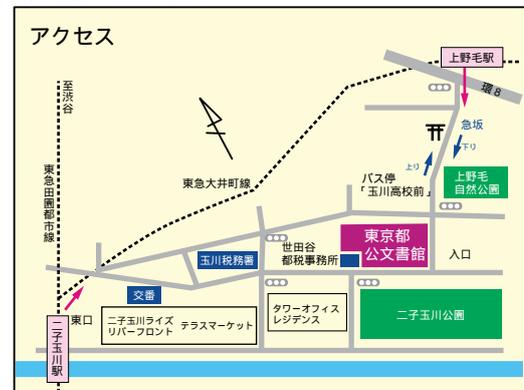
来館についてのお問い合わせ

当館は一般の方用の駐車スペースがありませんので、ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。

なお、身体障害者の方は事前にご連絡ください。

バイク・自転車は、駐輪スペースをご利用ください。

#### 【案内図・交通機関】



- ①東急田園都市線・東急大井町線「二子玉川」駅 東口下車 徒歩約15分
- ②東急大井町線「上野毛」駅下車 徒歩約10分
- ③二子玉川駅・上野毛駅 東急バス「玉川高校前」下車（黒02系統）

東京都公文書館  
調査研究年報〈WEB 版〉  
第 2 号

発行 2016 年（平成 28 年）3 月 31 日  
編集発行 東京都公文書館  
〒158-0094  
東京都世田谷区玉川一丁目 20 番 1 号  
TEL 03-3707-2601  
印刷 第七広告株式会社  
平成 27 年度登録 第 15 号

# Tokyo Metropolitan Archives Annual Report of Research <Web>

Volume.2

## Table of Contents

---

Use states of the audio-visual media in Tokyo during the post-war reconstruction period and “Tokyo metropolitan culture slide” Ryogo Oota . . . . .	1
<b>【Research Essay】</b> Restoration of Phonograph records Commemoration record for the 2,600th anniversary of the founding of Japan made by Tokyo city Rei Hasegawa . . . . .	17
<b>【Material Review】</b> Study on Collection of art works of Sadanobu Matsudaira donated by Eiichi Shibusawa Koichi Nishiki . . . . .	27
<b>【Performance Report】</b> Exhibition for Tokyo heritage week 2015 by Tokyo Metropolitan Central Library and Tokyo Metropolitan Archives Edo castle to Meiji palace The beginning of The Capital of Tokyo Yuuta Shinozaki . . . . .	36
Preservation of publications of Tokyo Metropolitan Government Kazuko Namiki . . . . .	43
Report of The Japan Society of Archives Institutions National Convention in Akita Takahide Kashiwara . . . . .	47
Publication . . . . .	52
About us . . . . .	56

---

March 2016  
Tokyo Metropolitan Archives